

令和 4 年 9 月 7 日開会

令和 4 年 9 月 1 6 日閉会

令和 4 年

第 3 回定例会会議録

小豆島町議会

# 令和4年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第72号

令和4年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月31日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和4年9月7日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和4年9月 7日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和4年9月16日（金曜日）午後3時29分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9月7日	9月16日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	谷 康 男	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	×	×
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	中 松 和 彦	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	×	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○
住 ま い 政 策 課 課 長 補 佐	岡 亮	○	×

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 仲 三南絵

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月7日（水）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 一般質問 8名

- |     |        |                                       |        |
|-----|--------|---------------------------------------|--------|
| 第4  | 報告第9号  | 専決処分の報告について<br>(損害賠償の額を定め、和解することについて) | (町長提出) |
| 第5  | 報告第10号 | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び<br>資金不足比率について    | (町長提出) |
| 第6  | 議案第59号 | 令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について                 | (町長提出) |
| 第7  | 議案第60号 | 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を<br>改正する条例について  | (町長提出) |
| 第8  | 議案第61号 | 小豆島町税条例の一部を改正する条例について                 | (町長提出) |
| 第9  | 議案第62号 | 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について              | (町長提出) |
| 第10 | 議案第63号 | 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）                | (町長提出) |
| 第11 | 議案第64号 | 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計<br>補正予算（第2号）      | (町長提出) |
| 第12 | 議案第65号 | 令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計<br>補正予算（第1号）    | (町長提出) |

令和4年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月16日（金）午後1時00分開議

- 第1 議案第59号に対する決算特別委員会審査報告
- 第2 議案第62号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

令和4年9月 7日開会

令和4年9月16日閉会

令和4年

第3回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時30分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る8月31日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） おはようございます。

本日、令和4年小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、令和3年度の各会計決算認定のほか、報告案件2件、条例案件3件、補正予算の審議3件をご提案をさせていただくこととしております。

議案の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る8月1日付で町職員の人事異動がありましたので、新課長から順に異動のあった課長は挨拶をお願いいたします。オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 失礼します。8月1日付でオリーブ課長を拝命しております平野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 失礼します。8月1日付で健康づくり福祉課長を拝命いたしました中島でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 失礼します。8月1日付で高齢者福祉課長を務めるこ

とになりました古郷です。よろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 会計管理者。

○会計管理者（入倉哲也君） 8月1日付で会計管理者を拝命しました入倉でございます。行政運営を支える公金を扱う者として適正な公金管理に取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） ありがとうございます。

本日の欠席届議員は、12番安井議員です。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月8日以降8月30日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告の3件については、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番高橋淳議員、8番中川光秋議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と16日とし、会期は本日から16日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から16日までの10日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますよう、お願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 失礼いたします。私は、今回2件ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目は小豆島全体の海上交通についてであります。

6月の定例会一般質問で、私は草壁高松航路について、海上運送法、交通政策基本法、地域公共交通活性化再生法などを取り上げ、小豆島全体を通しての話し合い、議論が必要なので進めていただいているかの質問に、町長は、現状では難しいので陸上交通のほうでカバーしたいと、話し合いもできない方向の答弁でありました。今回の質問も、前回によく似たものになるやもしれません。しかしながら、6月の定例会を、私の議会報告書類を持って、草壁4地区及び他地区支援者を7月、8月にかけて回らせていただきました。その際、この足で拾った住民の皆様の声を整理したところの質問となりますので、ご理解をいただきます。

あれから3か月、ここでもう一度確認したいのでありますが、前回申し上げた昭和24年、今から73年前に制定された海上運送法に、新しく平成12年に、地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、関係都道府県知事の意見を聞いて、国土交通大臣が指定する指定区間制度が海上運送法に導入されました。本年小豆島町は、運休中の草壁航路もこの指定区間としての指定を願い出たと聞いております。そして、平成19年、少子・高齢化に伴う公共交通の維持に困難を生じているところ、活性化及び再生を目的としてきたものに、市町村は事業者やその他の関係者と協力し、相互に連携を図り、公共交通の活性化及び再生に組み込まなければならないことを義務と位置づけた地域公共交通活性化再生法が制定されました。続いて、平成25年に、海上交通の確保のために、国と地方公共団体、事業者、住民などの連携と協働を図ることが必要で、関係者間の協議の促進などを講じることを国の責務として法律に明文化した交通政策基本法が制定されました。

このように、法律が時代とともに進化しています。前者2つの法律を加えることによって、民間事業者を保護する古い時代の海上運送法から、地域住民生活を重視し、国や地方自治体の関与が必要との方向に法律がどんどん新設され、改定されてきました。しかしながら、こんな法律、ルールがあるにもかかわらず、四国運輸局も香川県も小豆島町も、関係者間の協議や相互の連携に動こうとはしていません。ただ、事業者の意向を聞いただけで、大変な作業が伴う事業者間に入りたくないからだと推測します。

もう一つは、当自治体、小豆島町が動こうとしていないからだと思います。スポーツの世界では、ルールが守れないとイエローカードです。ここにお集まりの執行部の皆さんは、条件を整えば努力するという事業者があると確認していますが、それに関わることなく、町民と一緒にあって、小豆島全体を観光、文化、産業などあらゆる面から海上交通を話し合う環境が必要だと思いますが、法律にも示されたルールを守る方向へ勇気を持ってリーダーシップを取っていただけないでしょうか、お尋ねします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 小豆島全体の海上交通を話し合える環境づくりについてお答えをいたします。

まず、令和3年1月14日に、四国運輸局の主催で池田高松航路増便の意見交換会が開催されております。ここには、四国フェリーの代表者、国際両備フェリーの代表者、香川県交通政策課、町民の代表として当時の松本町長が参加し、協議の場が持たれたところでございます。この場において、四国フェリーの代表者からは、事業者として高松港におけるダイヤ調整はできないこと、また四国フェリーから草壁高松航路の再開に向けた許可申請を出す意志はないと発言され、その結果として池田高松航路の増便が認可されたところでございます。既に、関係者間の話合いの場が持たれておりまして、草壁航路は再開が見通せないとする一定の結論を見ておりまして、川井議員へも既にお伝えしたところだったと思います。

また一方で、さきの6月議会におきまして、高橋議員から航路事業者と議会との協議の場を設けることができないかのご提案をいただき、検討させていただき旨お答えしたところでございます。6月議会閉会後の翌日、6月29日に当方の企画財政課長から航路事業者の代表者へ連絡を取りまして、全員協議会等のご出席をいただいて、草壁高松航路参入に対する考え方をご発言いただきたいと申し入れたところでございます。これに対し、四国フェリーグループの代表者は、草壁高松航路再開に向けてこちらから動くつもりは一切なく、公の場で申し上げることは何もないので出席はしないというお返事ござい

ました。また、この代表者がこれまで繰り返し申されておりますが、高松港のダイヤ調整は、そもそも四国運輸局、香川県、小豆島町という行政が関与、調整できるものではなく、再開を願う住民団体の方がその活動を通して実現すべきものであると述べられております。しかしながら、フェリーは民間事業者各社の経営判断と懸命な経営努力によって運航されているものでございます。事業者の意思に反して、経営に責任を持ってない者が事業者間で調整しているダイヤを変えることは困難であり、まして政治の力によって無理やりこのルールを曲げることは、民間事業に対する政治力の濫用であり、許される行為ではないと思っております。また、仮に小豆島地域公共交通協議会で議論したところで、その結論には何ら強制力もございません。これらの経緯と結果につきましては、川井議員、高橋議員、中川議員、塩田議員には、7月14日に当方の副町長からお伝えしたところでございます。

このようなことから、草壁高松航路再開の意思を持つ航路事業者が不在である現状では、議論の場を設けたとしても、再開に向けた具体的な議論が進むとは考えられないとともに、新たに就航の意思を持つ事業者が現れない限り、話合いの環境づくりができるとは考えられませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 私も、難しいことは重々承知の上でこのような質問にさせていただいております。まだまだ私は方法として模索する部分があるのではないかなという上から、現在休止している指定区間、草壁高松航路の異常性を指摘くださっている方が、法律の専門家がたくさんおいでるところのことも、私はここで強調したいと思うんです。6月2日にこの場で行われた全員協議会で、四国運輸局の水口海事振興部長は、運輸局は事業者間の調整に入れますかという質問に、小豆島全体の航路のあり方としては、関係事業者と自治体との間で検討協議されるものと考えており、港湾管理者の香川県を中心に小豆島関係事業者の意向を踏まえ、必要なことがあれば四国運輸局としても努力しますと答えています。これは、水口部長は法律を知っておいでですから、運輸局が直接入るとは難しいが、自治体が主導で香川県や関係事業者を連携するならば、運輸局も協力すると言っています。まさに、私はこれがルールであって、まだまだ余地は残されてあると思うんです。

また、これはあくまで第三者からの情報ですが、6月8日、小豆島の観光関係者の会議の際、吉元四国運輸局長から、バスのときと同じように、航路問題についても小豆島地域公共交通協議会で議論してほしいとの発言があったと聞きました。先ほども申しましたが、こ

れはあくまでも第三者からの情報です。

また、6月の一般質問で、私が送った国土交通海事局へのホットライン、質問メールを紹介させていただきました。6月24日、海事局の返答はこうであります。地元自治体が中心となって地元の意見を集約し、香川県や関係事業者も含め、幅広い関係者間で認識を持つことが重要です。海事局としては、地元自治体より協議の参加の要請があれば対応しますと、地元自治体が中心となつてとあります。こういう順序がルールとしてあるんですから、まだまだ余地はあると思います。これは、また6月の定例会一般質問で中川議員が、6月17日に開催された運輸局主催のオンラインセミナーで、小豆島地域公共交通協議会の土井健司会長が、航路の問題も協議会で議論してほしいとの発言を取り上げました。その際、執行部の答弁では、後日土井先生へ電話でお聞きしたら、あのかのときの発言は航路の問題ではなく、陸上交通についての発言であったという返答でございました。

さて、しかしながら、残念ながらこの返答には信憑性が随分欠けていると思います。多分、執行部の聞き間違いだと思います。なぜなら、実はオンラインセミナーの2日前、6月15日、土井先生と塩田元町長との間で、草壁航路をめぐる問題についてメールのやり取りがありました。航路運休についての事業者任せにした不手際、また定められている指定区間制度を、関係者間相互の連携と話し合いが必要だとの内容であったと聞きました。中川議員が取り上げたとおり、土井先生の発言は航路の問題も関係者連携で議論してほしいが正論と捉えます。

このように、ルールをご存じの方々が、小豆島町へ行政のリーダーに積極的な各方面、国や県や事業者へ協力を要請しようぜと促す頑張れメッセージを送ってくださっています。いかがでしょう、執行部の皆さん、ここにご参集の皆さんと声を大きくして、私は質問をこれで終わらせていただきます。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、移住・定住促進における住居問題についてであります。

まち・ひと・しごと創生法の下、小豆島町でも地方創生に取り組みを進めているところでもあります。現在、日本では急速な少子・高齢化が進み、人口が2050年には1億人を割り込み、2060年には8,600万人にまで減少の予測となっています。本町においてもそれ以上の速度で人口が減少し、今後も少子・高齢化が一段と進むと考えられます。その対策として、本町では移住・定住促進における様々な事業が展開されていると思われませんが、Uターン、Iターン、Jターンなどに欠かせないのが住居の問題であります。

一方、私の近所でも空き家は増えており、将来その周辺にお住まいの方々の生活に悪影

響を及ぼすのではないかと不安になります。先般町長は、空き家対策、空き家活用について独自の方法で取り組んでいるところの高知県の梶原町に視察に行かれたと聞きました。今後、移住・定住を推進していく上で、持続的な空き家を活用した取り組みも必要であると思います。本町においてどのように進めていくお考えでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から移住・定住促進における住居問題についてのご質問をいただきました。

小豆島町では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が続いておりまして、地域の活力や担い手の確保、また集落機能の維持など様々な課題に直面しているとともに、近年では空き家対策も大きな課題となっております。また、その一方で、毎年100人を超える方が本町へ移住してこられ、住まいの提供策として現在空き家バンク制度を取り入れておりますが、移住者に対し、住宅を十分に提供できているとは言い難い状況でございます。そのため、移住者を単に待ち受けるだけでなく、従来の施策の強化に加え、新たな取り組みを行っていく必要があります。

先日、独自の空き家活用事業の実施により、空き家対策と移住促進の両方で効果を上げております高知県梶原町へ視察に行かせていただきました。多くの自治体では空き家バンク制度を導入しておりますが、この梶原町では町が空き家を所有者から借り上げ、国、県の補助金を活用し、整備した上で、移住・定住者等に安価な家賃で賃貸し、移住・定住者の受皿づくりを進めております。また、当町で、若者の定住に向けた新築住宅取得に対する経済支援など、住環境に関する施策も充実しておりました。これらの施策を参考に、本町においても積極的かつきめ細かな移住・定住施策を展開していきたいと考えております。

なお、本町では同様の事業を実施する場合、高知県と違いまして、現在香川県には該当する補助制度がございませんので、県に対して新たな補助制度の創設など、財政的な支援について強く要望したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 今のお答えに感心いたしました。

それに関連したところの移住・定住を推進していく上で、住居問題からちょっと今日は距離を空けてみたいなと思いました。広げてみると、それに伴って問題はどんどん膨らんでいきます。子育て、教育環境の整備とか、医療関係の充実、職場、地場産業の活性化な

ど、同時課題として取り上げることができると思うのであります。これらを迎え入れる側のディフェンスというふうに捉えると、私はオフェンスっていう攻撃の部分も必要じゃないかなというふうに思わせていただきました。先日四国新聞に、東京で小豆島への移住を検討している人を対象にしたセミナーが開催され、24組で31人が参加したとの記事がありました。私は本当にすばらしいなど。今回は初めてではないようですが、評価される取り組みだなというふうに感心をいたしました。移住の方々の奪う対策、言い方は悪いのですが、来ていただく方のターゲットを絞る方法もあるかと思えます。

ちょっと参考に。子育て世代、小豆島のオリーブと海風の中で子供を育ててみませんか。母ちゃんになるなら小豆島というようなキャッチフレーズを、女性週刊誌、ネットなど情報発信として利用する自治体もあると聞きます。様々な角度から、住居問題も含めた移住・定住への取り組みに各課のさらなる連携をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

○議長（中松和彦君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問をさせていただきます。

まず1点は、旧統一教会及び関連団体との関係を明らかにし、町民に啓発をという問題です。

世界平和統一家庭連合、以下旧統一教会ですが、これは靈感商法や集団結婚、高額献金強要など、消費者被害を拡大している反社会的集団です。先日の安倍元首相殺害事件で大きく脚光を浴びるようになり、問題が様々出ております。裁判で被害が認定、確定した事案も数多くあります。被害者の救済に尽力されてきた弁護士、弁護士団体は、旧統一教会は関連団体を数多く創設し、関連団体を通じて国民と接触し、勧誘、入信を行うことから、旧統一教会だけでなく、その関連団体とも関わらないように繰り返し啓発を行っております。

こうした中、旧統一教会関連団体であるUPF（宇宙平和連合）が開催するサイクリングイベント、ピースロードが、実行委員会に地元選出の国会議員や地方議員を参加させたり、自治体に後援させるなどして、旧統一教会の隠れみよとなっていることが明らかになりました。住民が反社会的集団の被害に遭わないようにすることは、住民生活を守る町の責務でもあります。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

1、旧統一教会は多くの被害者を生んでいる反社会的集団だという認識はありますか。

2、旧統一教会は関連団体を数多く創設し、関連団体を通じて国民と接触を行い、入信させる手法を取っているという認識はありますか。

3、小豆島町と旧統一教会及びその関連団体とはどのような関係性がありましたか。これまで寄付の受領や行事への参加、メッセージの送付などの有無についてお尋ねいたします。

4、ピースロードへの自治体の後援には、国会議員など政治家の働きかけが多数あったことが報じられておりますが、小豆島町の政治家からの働きかけはありましたか。また、町はピースロードへの後援を今年行っていますが、その後援を決めた経緯はどのようになっているかお尋ねします。

5、ピースロードの実行委員会などに複数の政治家が関与しているとの報道がなされておりますが、大江町長自身の関与についてお尋ねします。

6、今後旧統一教会及びその関連団体とは一切関与しないことを町民に宣言し、周知徹底するべきではないでしょうか。

7、旧統一教会に関わる町民の被害実態を明らかにするとともに、被害者の被害に親身に対応する必要があると思っておりますが、どうですか。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、旧統一教会、現在の世界平和統一家庭連合が多くの被害者を生んでいる反社会的集団であること、また関連団体を数多く創設し、関連団体を通じて国民と接触を行い、入信させる手法を取っているということですが、これらのことは今社会的に指摘されている問題であるということは認識しております。ただ、宗教法人法に基づき設立された宗教法人世界平和統一家庭連合が、反社会的集団であるかどうかの判断は、意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難でございます。

次に、本町と関連団体との関係性についてでございますが、去る5月13日に、ピースロード2022イン香川県実行委員会事務局が、日韓友好と世界平和、コロナウイルス収束祈願を目的に県内を自転車で回るということで来庁されました。その折に後援依頼がありましたので承諾し、6月30日に表敬訪問を受けたところでございます。しかし、その後、後援取下げの申出がございましたので受理し、後援の取消しを行っております。なお、寄付の受領、またメッセージの送付は行っておりません。また、後援に政治家からの働きかけはございませんでした。実行委員会への関与も一切ございません。今後もそのつもりはございませんので、新たに町民に宣言、周知徹底することは特に考えてはおりません。

旧統一教会に関わる被害対応につきましては、現在法務省におきまして、旧統一教会問題関係省庁連絡会議を開催しており、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど、関係省庁による連携した対応を検討しておると聞いておりますので、今後国の動向を注視してまいりたいと思っております。また、町にご相談があった場合は、法テラス、消費生活センター、人権擁護委員等各種支援相談先をご紹介するなど対応していきたいと考えております。

いずれにしても、当初は旧統一教会の関係団体との認識はなかったため後援を受け入れたわけですが、先ほども申し上げましたとおり、社会的に指摘されている問題でもあり、町民の誤解を招かれることを考慮し、今後も後援を行うつもりはございませんし、関与するつもりも一切ございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 後援の依頼があつて後援をしたと。それから、取下げの依頼があつて、後援を取り下げたということなんですけれども、その取下げの依頼がある前に、この団体が問題のある団体だという認識はなかったのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 当初、後援依頼に来られたときは、他市町も後援に入っておるといってお話でしたので、特に統一教会の関連団体であるという認識はございませんでしたし、後援日、5月17日に承認しておりますけれども、その時点で統一教会の関連団体であるとの認識はございませんでした。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） その後、相手から8月4日に取下げの依頼があつたというふうに言われたと思うんですけど、その取下げの依頼が来る前に、安倍さんの事件があつたのは7月8日です。一月近く問題になっていたと思うんですけども、その間の認識というのはどうだったのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 後援依頼の取消しがあつたのは8月4日ということでございますけれども、それまでの間にもうイベントは終わっておりまして、もう済んだことという状況でございましたので、特に動いてはおりません。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） それと、ピースロードの実行委員会の名簿というのがありまして、町民の方が小豆島町に公文書の開示請求で名簿を出していただいたんですが、これ

は全部名前が黒塗りで消されているんですね。日本共産党が香川県のほうに開示請求しましたら、名前が半分ぐらいは載ってまして、顧問というところに各市長、町長がずらっと並んでおります。これはもちろん名簿案ということなのですが、小豆島町長大江さんの名前も顧問というところに載っていたんですが、この顧問という、実行委員会の顧問になったという事実、認識はあるんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 顧問になったという認識はございません。あくまで後援したものと考えております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） すいません、それでちょっと確認なんですけれども、小豆島町の公文書は名前が全部消されているんですが、これはどういう理由でしょうか。

○議長（中松和彦君） 山口総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） これは要綱に基づきまして、公な機関とか、そういうところにつきましては開示するわけですが、各種団体も政治的な団体等については公表しないというような要綱がございますので、それにのっとって開示しております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 市長とか町長というのは公ではないんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 個人名の表記は開示できないことになっておりますので、市町の町長名は開示しております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） その要綱というのは、市町と県とでは違うんですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） これはあくまでも町の要綱でございますので、県の要綱とは若干違う条文もあると思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町長も当初は認識がなかったけれども、現在では問題がある団体であるという認識だということで、今後は関わらないということですので、それはぜひ、町がここに後援をしたということは、被害を受けている人、また町民に対して公が団体を認めたということになりますので、これは大きな問題だと思います。

旧統一教会の被害者というのは、私が聞いている範囲でも小豆島にもたくさんいらっしゃ

やいます。そういう中で、町民に宣言はしないと言われたんですけども、旧統一教会とこの関連団体が大変危険で、被害を拡大している団体だということを明らかにして、町民へも周知をしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 現在、国の統一教会問題関係省庁連絡会、これがありますので、その方針に沿って町としても対応したいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 本当に大きな問題だと思います。このピースロードというイベントというのは、最初は旧統一教会の関連団体、平和統一連合が主催して、13年に始まったピースバイクというのが起源です。これは、旧統一教会の雑誌によりますと、統一教会の創始者である文鮮明の死去1年を追慕する記念行事の一環として企画されて、それから名前を家庭連合に変更した15年に、イベント名もピースロードと改称して、旧統一教会の関連団体が前面にたったイベントから、地方ごとの実行委員会に地元選出の国会地方議員を取り込んで教会色を薄め、さらに自治体に後援を申請することで公益イベントであるようなお墨つきを得て開催してきたということなんですね。だから、当初は統一教会との関係は分からなかったということを言われているんですけども、この公式サイトでは文鮮明の名前を出して、イベントの理念を説明しているんですね。そういう点で、慎重に対応すべきだったのでは。後から言っても仕方ないんですけど、その問題で町が出してきた名簿には名前は消されているんですけど、県の実行委員会名簿には、実行委員長として平井卓也衆議院議員となっております。そういうことで、背景とかを十分分からないまま後援をしたという事実があるのかなと思うんですけども、その点をちょっとお尋ねしたいです。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 冒頭で申し上げましたように、統一教会の関連団体という認識はございませんでした。今後、この団体とは関わらないということを申し上げるところでございます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ぜひ、町民にも十分知らせるようにしていただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。

ゲノム編集トマト苗を受け取らないように周知をしていただきたいと思います。

今、ゲノム編集技術を使った食品の生産、流通が認められるようになり、2021年にはサナテックシード株式会社、パイオニアエコサイエンス株式会社によるゲノム編集トマト、シシリアンルージュハイギャバの認可が下りました。ゲノム編集食品は、特定の遺伝子を破壊し、もともと備わっている修復機能をも働かないようにして生み出されます。このゲノム編集の際には、標的ではない様々な遺伝子を破壊してしまうオフターゲット現象がしばしば起こることが分かっています。その結果、予期しない変異を起こし、新たな毒性の発生など未知の問題につながる可能性が指摘されています。ゲノム編集技術の食品への応用は、本来厳格な検査と規制が必要ですが、国はゲノム編集は遺伝子を切り取るだけで他の遺伝子を組み込んでいないので、遺伝子組換えではないなどとして、遺伝子組換え作物や、食品に課せられていた審査や規制の対象外とし、環境影響評価や食品としての安全性審査、表示を義務づけていません。当然、ゲノム編集のトマト、シシリアンルージュハイギャバについても、環境への影響評価をする試験や、食品としての安全性を確認する試験は行われていません。多角的かつ長期的なリスクに関する情報が十分に公開されることなく、ゲノム編集食品の経済効果だけを重視した商業化が進められています。パイオニアエコサイエンス社では、今後はゲノム編集トマト、シシリアンルージュハイギャバの苗を、障害児介護福祉施設や小学校に無償配布する計画を発表しました。しかし、このような安全性が確認されていない食品を、福祉施設の利用者や学校教育を通して子供たちに食べさせることは許されません。

これまで述べたように、ゲノム編集トマトは食品としての安全性の調査、環境に与える影響調査が十分に行われていないこと、福祉施設や小学校に配布された場合に、福祉施設利用者、児童には選択の余地もなく、関わりが強制されること、そして一旦栽培を始めてしまえば、花粉などによる交雑など環境への深刻な影響も懸念されます。福祉施設や学校などがパイオニアエコサイエンス社から配布予定のゲノム編集トマト苗を受け取らないように周知し、また学校給食でゲノム編集された食材は使用するべきではないと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員からゲノム編集食品についてご質問をいただきました。

現在、私たちの食とそれを支える農業は、食料不足の心配、気候変動、国内農業の強化などの様々な社会課題を抱えるとともに、食の多様化やグローバル化といった新たなニーズも生まれてきております。これらに応じて品種改良をスピードアップするためゲノム編集が注目されており、特にこれまでの交配による品種改良に長い年月を必要としていた作

物での利用が期待されておるところでございます。鍋谷議員がおっしゃるような話が本町においてあった際は、安全性を十分に勘案した上で適切に判断してまいりたいと考えております。

なお、ゲノム編集技術による農産物の安全性、学校への配布、給食食材への使用につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物の安全性について、農林水産省の考え方は、自然界または従来品種改良技術でも起こり得る範囲の遺伝子変化により得られたものについては、開発者等から届出を求めて公表しており、一方外来遺伝子が組み込まれるというようなものについては、遺伝子組換え食品として安全性審査の対象としております。

こうした安全性審査の要否を確認するため、開発者等には事前に厚生労働省に相談していただき、専門家にも相談する仕組みを設けており、アレルギーの原因となる物質を生み出さないことや、既知の毒性物質の増強を生じないことを確認していることから、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物についても、自然界または従来品種改良技術でも起こり得るもので、外来遺伝子が入っていないものについては、安全性のリスクについても従来品種改良を用いたものと同じと考えられています。

また、環境への負荷については、野生動植物と交雑して広がらないか等の観点から確認することとされており、このサナテックシード株式会社が開発したギャバ高蓄積トマトについては、1点目として国内で栽培トマトが野生化されている例は報告されていないこと、2点目、形態や生育の特性等について、元の品種とギャバ高蓄積トマトの間で差が見られなかったこと、3点目、目的とするギャバに関係する遺伝子以外に変異が見られなかったことから、生物多様性への影響は想定されていないことを確認されていると考えられています。

一方、ゲノム編集技術は、従来十数年以上を要した品種改良に要する期間を大幅に短縮できるなど大きなメリットがあるが、当該技術にあつては安全性の観点から懸念される意見もあるため、農林水産省においては、技術開発に当たって、大学や高校、消費者を対象としたゲノム編集技術に関する出前授業の実施、技術開発を行っている現場の見学会の実施、科学的知見に基づいた解説記事等のホームページを通じた情報発信等のアウトリーチ活動を積極的に行っているとのことです。本町としましては、国の動向を注視しつつ、引き続きゲノム編集に関する情報収集に努めてまいります。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私からは、ゲノム編集されたトマト苗の学校への配布と給食食材についてお答えいたします。

ゲノム編集されたトマトの苗につきましては、福祉施設や小学校に無料配布する計画を進めているという報道がございますが、現時点で教育委員会や学校に対して無償配布の案内はございません。本町の小学校でも、低学年でミニトマト等の栽培をしておりますので、今後仮にそのようなお話をいただいた場合には、現時点での情報不足や安全性を心配する保護者がいることを踏まえ、受け取ることは考えておりません。

次に、学校給食につきましては、現在生トマトの使用はしておらず、缶詰のトマトを使用している状況です。ゲノム編集された食品は厚生労働省に届け出ることになっておりますが、ゲノム編集食品であることの表示義務はございませんので、給食食材の調達に当たって、ゲノム編集食品か否かの判断はできないものと認識しております。しかしながら、学校給食において、安全・安心な食材を購入することは非常に重要であると考えております。ゲノム編集食品の取扱いにつきましては、今後も国や県、他市町などの動向を注視しつつ情報収集に努め、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、課長からその苗は受け取らないということと言明いただきました。

ゲノム編集食品には、先ほども言いましたように表示義務制度がありません。私たちは、それを選ぶこともできないんですね。また、経済性や効率性のために安直に動物の遺伝子を編集することへの倫理とともに、一企業の特許にひもづけられた生き物の食品生産が持続可能な食卓の未来へとつながるのか、これは大変疑問ですし、厳しく問われる問題だと思います。今後も、そういう点で受け取らないし、使わないということをお願いして質問を終わります。

最後に、加齢性難聴者の補聴器購入助成をということで質問をさせていただきます。

加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るもの、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘され、厚生労働省も認知症の起因因子として難聴を上げ、早期の介入予防や補聴器によるリハビリが必要とし、補聴器については適正な調整が重要としています。しかし、現状は難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないという調査もあります。理由の一つは、補聴器が20万円から50万円と高くて買えないということです。難聴を医療のカテゴリーで捉え、補助制度がある欧米と比べ、日本は障害者のカテゴリーで捉えて助成

対象を絞り込んでいるため、現状では両耳の聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられず、補聴器所有率が圧倒的に低いという実態があります。WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。なるべく早く使用することが必要だと専門家も強調しています。

高齢者が社会で活躍、働いていくとき、補聴器は必需品です。全国では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める取り組みが広がっており、独自補助を実施する自治体も増えてきております。町長の見解をお尋ねいたします。昨年12月議会でも私が質問し、町は国で制度化されれば検討する。国、県に向けて要望すると答弁をされていきました。その後、国、県に対して要望をされたのかお尋ねします。本町でも高齢化が進む中、加齢性難聴の方も大変増えております。日常生活に不便を感じておられる方も多くおられます。町独自でも実施に向けて調査研究、検討をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から加齢性難聴者の補聴器購入助成についてご質問をいただきました。

助成制度につきましては、令和3年12月議会でご質問いただいた際に、全ての自治体が取組むことができるよう、国において制度化された時点で検討してまいりたいと答弁したところでございます。その後、制度化に向けての動きがないまま現在に至っております。また、国、県に対して要望したのかとのご質問でございますが、現段階ではまだ実現できていないという状況でございます。

ただ、加齢に伴う聴力機能の低下が社会的孤立を招き、結果的に認知機能の低下につながる要因の一つであるということは十分認識しておりまして、まずはその事実を広く周知すべきと考えております。今後は、小豆島中央病院にもご協力をいただき、難聴による認知症リスクに関する情報の発信に努めてまいりたいと考えております。さらに、聴力低下によってどれぐらいの方が生活する上で不便を感じておられるのか、その実態を把握することも重要だと考えておりまして、介護サービスを受けていない75歳以上の方を対象に毎年実施しております基本チェックリスト「いきいき生活チェック表」の設問の中に、今年度から耳の聞こえと補聴器使用に関する項目を追加いたしました。それに加えまして、来年度の第9期介護保険事業計画策定に先駆けて実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に併せ、聴覚障害に特化した調査の実施を検討しているところであり、これらの調査結

果を踏まえた上で、国、県にも要望してまいりたいと考えております。

今後も、引き続き国、県、他市町の動向を注視しながら、町が行うべき施策につきまして、優先すべき課題や財政状況などを総合的に勘案しながら、実施について判断していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、町長も言われましたけれども、現在の第8期の小豆島町介護保険事業計画老人福祉計画では、介護予防、生活支援、就労社会参加の取り組みなどの記載はありますけれども、難聴とか聞こえの問題については全く記載が見当たらなかったと思うんですが、現在取り組めていないのではないのでしょうか。今、町長は幾つか言われましたが、高齢者の生活の質向上や介護予防として、次期介護保険事業計画老人福祉計画で、聞こえの支援の具体化をしていただきたいと思っております。

加齢性難聴というのは、本人がなかなか気づきにくいという実態があります。まず、実態調査を行って、聞こえのチェックと、特に早期受診勧奨の仕組みが必要ではないかと考えます。その上で、町独自でも早期に補聴器購入費用の助成制度の実施を行っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） ありがとうございます。貴重な意見として承らせていただきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 高齢化が県下一進んでいる小豆島町でこそ、国、県に求めるのはもちろんですが、町が先頭に立ってこの問題に取り組んで、実現をしていただけたらと思っております。以上で終わります。

---

○議長（中松和彦君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） お願いします。8番中川より、大江町長の政治姿勢についてご質問をさせていただきます。

前回、6月町議会における草壁航路再開について、私は議員として初めて質問に立ちました。町長答弁は、草壁高松航路の再開を今でも強く期待している多くの町民をがっかりさせるものでございました。大江町長ご自身には、マニフェストに沿っていただき、草壁航路の再開を実現するために、本日は熱く前向きなご答弁を期待しております。

まず先に、航路に関する指定区間についてでございますが、ご理解をいただけてない町

民の方がまだまだ多いと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

先ほど川井議員より詳しく3法律の説明がございましたので、私は簡単に申し上げますと、国土交通大臣が香川県知事の意見を聞いて、この草壁航路は住民の皆さんの日常生活、また社会生活に必要な航路ですと。この法律に基づき、香川県知事の意見を聞いて、わざわざ国がしている航路になります。我が小豆島は全国でも、また世界的にもまれに見る多くの航路がございます。8航路ございます。世界でないそうです。坂手航路を除き、全てがその指定区間に指定されております。全国で248の指定区間があります。ただ、現在休止中なのは残念ながらこの草壁航路たった1航路でございます。日常生活、また社会生活を営むために、必要な船舶による輸送が確保されるべき区間であるにもかかわらず、1年以上も休止しているというのはこの制度の趣旨に合致しておりません。今日もこうしてたくさんの傍聴の方、また議事録、ユーチューブを待ち望んでいる町民の皆様の代表として質問を始めさせていただきます。

大江町長は、5月に国土交通省からありました海上運送法に基づく指定区間に、引き続き草壁航路を指定する必要性の問合せに対して、引き続き指定のお願いがあったと、国土交通省本省の担当者が言っていると聞いております。引き続きの指定をお願いしたこのことについて、事実かどうかまずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

5月に照会があった件につきましては、引き続き変更なく指定区間でお願いしたいということで回答しております。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 小豆島町は、草壁航路、今年も必要な航路であるとお答えしたということを確認いたします。

2020年8月、両備フェリーは、経営破綻した内海フェリーを買収し、航路を中止し、他航路への増便申請がなされました。それを四国運輸局は受理し、許可してしまいました。その結果、草壁高松航路は住民生活に必要な、今おっしゃった大切な指定区間にもかかわらず再開が難しくなってしまったと、私だけでなくほとんどの多くの町民が捉えております。

質問です。

草壁航路が指定区間であるべきだと町長として考えているならば、町長としては草壁航路再開の可能性のある限り、あらゆる努力をして全力で取り組むことが、以前もお

っしゃってました町長に求められることでもあります。前回の6月の議会から2か月が過ぎましたが、その後町長、いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

草壁高松航路に関する海上運送法に基づく指定区間の捉え方についてお答えいたします。

海上運送法の指定区間につきましては、平成12年10月の法改正により定義されたものでございます。法改正の趣旨は、公共交通における市場原理の導入でございます。国土交通省四国運輸局が指定区間制度の概要として考え方をまとめておりますので、そのままご紹介させていただいたと思います。

国民ニーズの多様化、高度化に対応するため、旅客航路事業活動の市場原理に基づく自由競争を促進することにより、事業活動の一層の効率化、活性化を図るとともに、事業者自らの創意工夫による多様で高度なサービスの提供を促進することが必要であることから、需給調整に伴う免許制を廃止し、併せて運賃規制を緩和することとなりました。しかしながら、離島等の住民が日常生活を営むためのいわゆる生活航路については、単に規制を緩和するだけでは、不採算航路の切捨て等によりかえって利用者利益が損なわれるおそれがあるため、国土交通大臣が指定した区間について、一定のサービス水準を確保するために許可基準を付加、運賃の設定、変更にあたって上限を設定し、事業の休廃止にあたって、より早期の事前届出を要することとするなどの規制を講じた上で、そのルールの中で自由競争を行う制度を創設いたしましたと四国運輸局から文章化されたものがございます。

平成12年の法改正における指定区間の導入は、いわゆるクリームスキミングの防止を図るもので、平たく申し上げますと、ダイヤのいいところ取りをすとか、そういった利用客が多い朝夕だけ航路を運航するといった事業者が参入することで、既存の事業者の経営が成り立たなくなる、こういったことを排除するために設定したものでございます。既存の航路事業者を保護するための制度でございまして、指定区間だからといって、決して休廃止が認められないというものではございません。事実、今248の指定区間があると中川議員がおっしゃいましたけど、平成19年頃には268あったわけでもございまして、それがもう20航路ぐらい廃止になってるといような実態もございまして。

また、このことは、7月15日に四国運輸局を訪ねまして確認もさせていただいた内容でございます。さらに、指定区間の定義の中で、船舶以外の交通機関によることが著しく不

便である区間とは、運賃または所要時間が2倍かかるとか、就航率が低いといった地理的要件が定められております。また、船舶による輸送が確保されるべき区間とは、自家用船、海上タクシーなどでは十分生活が営めないとの要件がございまして、草壁高松航路の指定区間の休止はこれらの要件に当てはまらず、池田高松航路の増便によってカバーされていると考えられます。

なお、草壁高松航路の再開についての私の考え方は、6月議会でご答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 今、町長からご答弁がありました。事業者法、当然住民生活のほうも入ってまいります。ここで私たち、毎日毎日私は前の海を見詰め、草壁高松航路の再開運動に体を張って頑張っております。そういった中で、先ほどの川井議員からのご質問、答弁等を踏まえてもう少し頑張ります。

今一番大切なのは、やはり両備フェリー小嶋代表に会っていただき、町として説得していただきたい。また、前回の町長答弁で、走る事業者がないから無理とのことが一貫して言われておりました。しかし、私も確認しました。町民の方も確認しました。条件を整えば検討し、前向きに事を進めていただけると一貫しておっしゃっている熱い思いの事業者は間違いなくおいでます。この条件、課題解決は大江町長にしかできないことだと私は思っております。法にのっとった行動をぜひお願いしたいと思います。

また、両備フェリーさんが取った行動、去年8月買収し、休止し、増便した。この一連の行為が独占禁止法違反の可能性があると指摘を受けております。難しい話ですけど、そういうことなんです。当該の事業者は、法的に大きなミスを犯していることに気づいていると思われませんか。それとも、理解した上で意図的に今回のことをやっているか。この件に関してとても深刻な話でございますが、元小豆島町長の塩田氏は、このままでは法的措置をあなたたちに取らざるを得ない状況になるぞと強く懸念しております。ですので、ぜひ両備フェリー小嶋代表とは町長が接点を持っていただき、1対1でトップ同士で膝を交え、腹を割って一日も早く話し合っていただきたいと思っております。

また、土庄町の岡野町長とも協力要請をしてほしい。また、香川県との協議、特に新しく県知事になりました池田氏ともしっかりと協議をお願いしたいと思います。また、新池田知事には、文書と口頭で私たちの気持ちをしっかりと伝えております。ぜひやっていただいて、またご報告を町長から私たちにいただけないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

両備の小嶋代表に会うことについては、今後機会を見てお会いしてお話をしたいと思いますが、過去にもう何度もお会いしておりまして、小嶋代表の考え方は明らかであります。したがって、私が会ったからといって、小嶋代表が翻意するものではございません。あくまで、これは経営判断の問題ですから、我々経営の責任が持てない者が無理やりをお願いすることはできません。当然ながら、お願いすることはできます。しかし、無理やりにどうこうすることはできないものと思っております。

それから、5月30日に元町長の塩田さんが国交省に行かれて、独禁法に触れるんじゃないかというお話をしたとのことですが、私も確認いたしましたけれども、国交省のほうで独禁法には触れませんよというご返答をされたと聞いております。しかしながら、所管官庁が公正取引委員会ですので、その最終判定は公正取引委員会になるのかと思いますけれども、それが法に触れるというお考えでしたら、当然ながら公正取引委員会より法廷の場で争っていただけたらというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 先般の川井議員から、例の6月にありましたお三方のご意見を詳しく説明していただきました。もう一度申し上げますが、運輸局の吉元局長、それから水口部長、そして協議会の土井教授、皆さん全て航路のあり方を、町民、島民の皆さんにいろいろな角度、視点から考えてもらうことでいろいろなヒントを得て、県に対し要望、協議してくださいという助言でございます。

その辺りも、町長、先ほど答弁がありましたけど、もう一度確認していいですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

幾つかの官僚の方なり専門家のご意見があったということでございますけれども、私どももそれについては確認をいたしました。言った趣旨と違うようにチラシに書かれてるということで、お叱りを受けた方もいらっしゃいます。必ずしも、中川議員等が解釈しておられる内容とご本人のおっしゃった趣旨とは合致してないということでございますので、我々としてもいささか困ったなというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） いろいろ私も今頭の中が混乱しておりますが、やはり言った言わない、こう解釈した、こうだった、行き違いが出ておるようでございます。簡単に言いま

すと、草壁高松航路はあったほうがいいのか、ないほうがいいのかという話が今町内でいっぱい出てます。あったほうがいい、当然そういうことだと思います。難しい話は私も分かりませんが、この間も3回座談会を行いました。草壁で2回、西村で1回やりました。150人ぐらいの人が集まりました。その方たちのご意見も聞き、その方たちが私たちの思いを、また町民に知らせてくれます。それが10人いれば1,500になります。私たちの熱い草壁高松航路再開、頑張ってます、体を張って頑張ってます。どうかご協力のほどよろしくお願いして、質問を終わります。

質問を変えます。

次、防災についてお願いしたいと思います。

南海トラフ地震発生の可能性がこれまでと比べて相対的に高まってきているというように評価されている中で、小豆島町の防災計画、防災対策に関して、町民の立場として具体的に確認しておきたいと思います。町のホームページで、防災危機管理、各種計画等を閲覧する限りでは、十分なこれまでの積み重ねがまとめられております。200ページもあるそうです。町民がどこまでそれを把握し、いざというとき自己判断で対応できるか疑問に感じております。例えば、土砂災害、津波のハザードマップ、ページ一つをとりましても、どこをクリックすればハザードマップが見られるのか分からない方も多いようです。各地区でのデータを見れば非常に分かりやすく作られているものの、せっかくこのような立派な資料が町民一人一人に伝わってきてないのではないかと感じております。

そこで、いざ南海トラフ、私が生まれた昭和21年にあったそうです。祖母からも聞かされておりました。その後75年になります。このような大地震が起き、短時間で高潮等の影響が起きたとしても、常に今いる場所の避難場所や、まず初動としてどのように行動を取ればよいかが入っている方は少ないと思います。子供や老人などの一人一人に周知徹底が必要と考えます。町としてどう捉えていますか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員から防災に対する町民への周知についての質問をいただきました。

本町ホームページの防災に関しましては、平成27年度の津波及び土砂災害のハザードマップのホームページ掲載に併せて、地震災害や土砂災害の学習情報や防災情報として掲載を始めております。防災の基本は、まずは自分の命と財産は自分で守る自助にございます。そのためには、町民一人一人が防災意識を持つことは非常に大切なこととございますので、さきのホームページをはじめ、あらゆる機会を通して啓発に努めてまいりたいと思

っております。以上でございます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 質問、いいですか。

また、地域防災計画、一般対策等に災害時の備蓄に関して記載はされているものの、予想以上の莫大な被害の大地震が起きた場合、例えば離島への食料や水などが届かないことも可能性として考えられます。どのくらいの日数、町民全員が最低限の生活ができる備蓄が準備されているのか教えてください。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 備蓄についてでございますが、公的な備蓄は、災害により家屋が被災してしまい、各家庭での備蓄品が家から取り出せない場合や、二次災害を予防するために取り出しを断念せざるを得ない状況にある住民、避難者に対応するために行うこととなっております。町民全員分を賄うものではございません。香川県が南海トラフを想定した最大クラスの地震による被害シミュレーションを行っており、小豆島町の避難所、避難者数は約3,400人と想定しております。その1日分3食を県と町が半分ずつ備蓄することとなっております。町の備蓄は約6,000食でございます。そのため、住民の皆様には、日頃から使っている食料や日用品を少し多めに買い置きするローリングストックなどの方法で、家庭での備蓄をお願いしているところでございます。通常であれば3日分と言われておりますが、中川議員が危惧されているように、離島ということを考えれば、可能であれば1週間分備蓄していただくようお願いしているところでございます。

また、災害に際してだけでなく、家族全員がコロナに感染し、自宅療養になった場合に備えても備蓄するように県からの協力要請も出ておりますので、議員各位におかれましても、ぜひともローリングストックに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

（8番中川光秋君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 6番塩田洋介議員。

○6番（塩田洋介君） 失礼します。私も、草壁高松航路再開について質問をさせていた

だきます。

町長にお伺いいたします。

草壁高松航路再開について、町長は就任以来、大江町長は多くの町民の要望に対して、その再開についていかなる対策を講じたのか、講じた対策全てをお答えいただきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員のご質問にお答えをいたします。

草壁高松航路再開の具体的な対策についてでございます。

6月議会における施政方針、あるいは一般質問答弁でも申し上げたとおり、町長就任直後の4月27日に四国運輸局の吉元局長を訪ね、小豆島全体の公共交通と観光振興について意見交換を行い、5月10日に四国フェリーグループの代表者と、5月16日には両備グループの代表者と面談し、草壁高松航路就航の意思がないことを確認いたしました。また、5月20日には草壁4地区の総代さんと面談し、5月30日には西村7地区の総代さんと意見交換をさせていただきました。さらに、8月30日には、町老人クラブ連合会の皆さんへ現状についてご説明をしたところでございます。加えて、先ほど中川議員の答弁で申し上げたとおり、指定区間の法的な考え方を再度確認するために、四国運輸局と協議を行ったところでございます。

なお、草壁高松航路再開については、参入の意向を示す航路事業者はなく、川井議員への答弁で申し上げたように、協議の場を設けることも難しい状況にあり、加えて町による直接運航や赤字補填ができない以上、再開に向けた直接的な対策を講じることは困難であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 今までお答えいただいたのと同じお答えをいただきました。

町長というのは、官吏と違って政治家だと思います。政治家というのは、我々議員もそうかもしれませんが、できないことをできるようにする、可能にする、新しいことを始められる立場でございます。例えば、県に対し、国に対し、新しいバース、港、発着場所をお願いしたのかしてないのか、日本全国を駆けずり回って、新しく走ってくれる以前の五島汽船のように、小豆島まで来て頑張ってやろうというような事業者がないのか、ありとあらゆる手段を講じていただいたのかどうかということを確認したかったわけでございます。今のお答えからしまして、また6月議会からのずっとお答えからして、要は草壁航路を再開する必要はない、再開したくないとまで思わせるようなご答弁が続いております。

す。そういうお気持ちなんだろうなというふうに私は理解をしておきます。これについては質問を終わります。

続きまして、2番目の質問に移ります。

国の登録有形文化財及び伝統的建造物保存地区についての件でございます。

平成8年に、文化庁が登録有形文化財という制度をつくりました。それによって、それまではもちろんなかったわけでございますが、当初は香川県が随分積極的に登録申請を行って、大阪府に次いで2番目に多い登録数というようなのが何年間か続けておりました。平成12年10月18日にマルキン醤油、マルキン忠勇ですかね、あの当時はね。2件の登録を行いました。私も、個人的にはその当時登録有形文化財という認識はしておりませんが、ある人物が訪ねてまいりまして、るるいろいろ説明をしてくれる中で、話題性があるなということで、私のところは平成14年6月25日に認められたんですが、塩田家で4件、ヤマサン醤油として4件の登録が認められました。その当時非常に珍しかったということで、テレビ、新聞、雑誌、見学等々非常に多くの方に来ていただきました。それのおかげで、多くのおしょうゆ屋さんがどういう制度なんだということで訪ねてまいりまして、いろいろ説明をしたら、皆さんこぞって申請をしていただきました。この旧内海町で、はっきり覚えておりませんが、たしか92件登録がなされていると思います。その後は、物件がないせいもあるんでしょうが、増えておりませんが、これにはあまり経済的なバックアップがついておりません。土地の相続のときの補助とか、若干の補助はついておりますが、そういう制度がないんですが、でもその登録件数に応じて、国から特別地方交付税が下りているはずでございます。1件当たり幾らというところで、私も当初それを確認した記憶がございます。ちょっと内容は覚えておりませんが、それとともに、取りあえずその問題は置きます。

その交付税が幾ら町に下りてるのか、そしてその交付税が登録されている文化財にどのように生かされているのか、使われているのか。ほとんど補助活動なり、活用した事業は過去には行われていないと見受けられますが、その年間の額が幾らで、今後それをどのように文化財の保護活動に生かせるのか、生かす予定があるのかないのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員に文化財の関係のご質問をいただきましたが、その前に先ほどの質問について1点ご確認をさせていただきたいと思います。

私が草壁航路を走らせたくないかのようなご意見でございましたけれども、常々申し上

げておりますように航路はあったほうがいい、決まってると申し上げておりますし、港がある限り、草壁港の航路が復活しないということでもありません。可能性は少なくともあるから、それまで草壁港の賑わいが落ちないように、種々の政策を講じながらチャンスを待ちましょと、6月議会でも申し上げたとおりでございます。誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、文化財に関するご質問でございます。

文化財の保護は、過去から受け継いできた小豆島の特徴や強みを保護し、活用していこうという大切な取り組みでございます。現在は、所有者や管理者が主体的に行い、行政が支援する形で進めております。ご質問の文化財に関する特別交付税でございますが、令和3年度は2,045万円で、過去3か年同額で推移しております。交付税は使い道は特に定められておりませんので、一般財源として文化財保護事業などに活用しておるところでございます。

次に、文化財への助成制度でございます。

現在、町や県では文化財の保全は各所有者の責任で行い、修繕等の大きな経費のかかるものについては、補助制度により支援するスキームとしておりますが、登録文化財については補助制度の対象となっております。町内には、登録文化財以外にも多数の文化財がありますが、社会環境の変化から文化財の所有者のみの努力では保全管理が難しくなってきました。文化財を将来に残していくために、補助制度の拡充は今後検討すべき課題であると考えております。現在、文化財などの地域の宝物を効果的に保存、活用することを目的とした小豆島町文化財保存活用地域計画の策定作業を進めております。これは、町内に点在している地域の宝物を、文化財保護、産業、観光、まちづくりなどの様々な観点から保存と活用を進めるもので、今後の文化財等の保全方針を定めるものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） まず、文化財に係る特別交付税については、行政区内の国の指定登録、町指定の文化財の件数で算出されており、対象は国指定文化財が9件、町指定文化財が72件、国登録文化財が、先ほど塩田議員は92件ですが、今現在94件となっています。金額ベースでは、登録文化財が文化財全体の約60%を交付税の中で占めております。登録有形文化財の補助事業については、町長の答弁のとおり、小豆島町文化財補助金交付要綱では指定文化財を対象とし、登録文化財は補助対象としてはおりません。しかしながら、地域、社会環境の変化から、所有者のみの努力では保全し切れないという

声を聞いておりますので、今後検討したいと考えております。

次に、伝統的建造物群保存地区についてですが、平成29年に文化庁の担当調査官に馬木地区内を視察していただきました。その際には、地域内の景観の要素、重要視すべき視点について調査を行う必要があること、また地域の特徴や状況等を整理した文化財保存活用地域計画を策定し、計画的に行っていくことがいいのではないかとアドバイスをいただき、現在文化財保存活用地域計画の策定につながっているものでございます。伝統的建造物群保存地区では、指定地域内の景観に統一性を持たせるため、建物の外観などに規制も受けるなど所有者の行動に制限が生じることから、慎重に検討する必要があるとございます。

このようなことから、来年度に再度文化庁調査官を招聘し、改めて現地をご確認いただき、助言等を得たいと考えております。さらには、文化的景観などのほかの景観保全の制度につきましても、研究、調査を進めてまいりたいと考えております。先ほど町長も言いました文化財保存活用地域計画については、今年度末には策定完了を見込んでおりましたので、改めて報告をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどご質問にありました費用の面につきましては、今年度6月の補正予算でしました活用については、今年度中山の舞台の修繕につきまして、文化財保護費、トータルで地域計画も含めまして6千万円ほどの予算を承認いただいております。以上です。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 伝統的建造物群保存地区に関しましては理解いたしました。そのまま、ぜひ前向いて進めていただきたいというふうに思います。

ただ、登録有形文化財になっているのは、ほとんどおしょうゆ屋さんのしょうゆ蔵ということでございますが、実際に今しょうゆ業はあえいでおります。とにかく利益を出せない業種でございます。そういう中で、築100年以上の建物を維持保存していくということは非常に難しい。それと、明治10年頃には約400軒あったと言われていたしょうゆ屋が、今は17社に減りました。その中で、後継ぎがない等々いろんな問題がございまして、これから先10年の間にがらっと地図は変わろうかなと思います。そういうものがなくなった場合に、醬の郷って存在するのかなという部分です。今回、ポケットパークにある工場が老朽化したので撤去して、別の構築物を置くという形でございますが、その部分だけではございません。やっぱり、内海湾沿岸が醬の郷ということで、平成3年ぐらいから始まった醬の郷事業が、大した大きな事業をしないにもかかわらず比較的メジャーになってまいりまして、この瀬戸内国際芸術祭でも多くのお客さんが訪れるようにはなりましたけれども、なかなか見学に供するだけの建物になり得てない、できないという部分と、個人的

な部分でいけば、私の家での明治終わり頃に建てた一番古いしょうゆ蔵、屋根が大きく波打っております。いつ崩れて落ちるのかなというふうに差しかかっております。平成13年に業者に屋根のふき替えの見積りを取りましたところ、1棟の屋根のふき替えだけで、その当方で1,300万円という見積りが来ました。これは、ほかの建物も含めて順番にやっていったら幾らかかるのかなということで、即やめという形になりました。そういう非常に厳しい業種になっておりますが、そういう建物を残していく、皆さん廃業する前に建物を取り壊して、子々孫々に影響が及ばないようにするというような形がここずっと続いてきております。二度と建てられない木造の立派なしょうゆ蔵、どんどんとなくなっていく。なくなっていくと、醬の郷というものが存在し得るのかなという部分で危惧を持っております。

そういう部分で、ぜひ登録有形文化財にも、当初は補助金みたいな形で金が下りてたものが、いつの間にか地方交付税の中にといい形に変えられて、ずっと今日まで来ていると思いますが、やはりそういったものを大切にする先達たちのそういう大切な遺産を守っていく、それがなければ観光としての一つのメリットがなくなるということかと思っておりますので、その点をぜひご配慮いただきまして、お願いをいたしまして私の質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） すいません、7番高橋です。

今日は、私は3つの質問をさせていただきます。1つは産業の振興についてです。

小豆島町の私はあまり町政を考えたことがないんで、ちょっと思いつきなんですけど、皆さんはプロだと思いますけど、抱える大きな問題としてまず少子・高齢化、それから人口減少、あと産業の衰退が大きな問題としてあると思います。そのうちの産業の問題について質問します。

町の発展の基盤は産業の発展です。産業が発展することにより職場が増え、雇用が増え、人口が増える。人口が増えれば、それに対応するいろんな商売が増えてきまして、島の活性化が始まります。産業が活発になることによって、小豆島町また小豆島が抱えている問題の多くが解決できていくと考えます。大江町長は、6月議会の所信表明の中で産業の振興に触れられ、特に島の外に打って出る新たな販路開拓や、商談機会の創出が重要であることから、新たに主体的に頑張る事業者販売開拓支援事業を立ち上げ、催事や日本一への出展を支援してまいりますと所信を述べられています。産業の活性化に向けてのご提案だと思いますけれども、おっしゃる範囲の施策では今までの継続であり、島を支える産

業の再構築には不十分ではないかと思えます。小豆島町の力、人口減については、非常に明らかな減少になっておりまして、大変危機感を覚えております。人口減少を前提に物事を考えるのではなくて、何とかして産業を活発化させて人口を増やして、小豆島町を活性化させるんだというような方向で物事を考え、アクションを起こしていくことが必要ではないかと思えます。既存の産業の活性化、新しい産業の創造、島外の企業の誘致等、小豆島の産業を活性化させて小豆島の人口を増やし、活力のある町にするための対策が必要だと思えますが、町長の見解を後からお聞かせください。

続きまして、産業の振興に関連する小豆島のブランド化ですが、島の企業が単独で動いていたのでは、大手ナショナルブランドの企業には太刀打ちできません。島が一つになって小豆島をブランド化し、オール小豆島で戦わない限り、島の産業の未来、小豆島の発展は厳しいんじゃないかと思えます。地場産業、観光の国際化、医療・福祉、教育、子育て、文化、アート、オリーブ、農業、これらの6つのカテゴリーが互いにつながりを持ちながら、産業の新しい可能性を広げるとブランド化のビジョンが謳われています。今、人口問題と航路問題に直面していますが、このときのビジョンの検証が今こそ必要ではないかと思えます。今回、発展的に商工会に引き継がれるそうですが、言われていたブランド化のビジョンが実践に移せるのでしょうか。小豆島の改革は待ったなしです。小豆島の発展を実現するために小豆島のブランド化が必要だと思えますが、町長のご見解をお聞きいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から産業の振興対策、ブランド化等に関する質問をいただきました。

議員ご質問の販路開拓支援事業につきましては、アフターコロナを見据えた地域経済、地場産業の活性化に向けた第1弾の施策として、主体的に頑張る事業者を応援することで、後ほど申し上げますが、小豆島ブランド化事業の本旨であります島の稼ぐ力につながり、雇用の拡大、ひいては地場産業の活性化が期待できる対策の一つであると考えております。基本的には、販路開拓や商品開発などは、事業者自らが企業努力として展開するものであると認識しており、繰り返しになりますが、町といたしましては、地場産業の振興のため、事業者自らが汗をかき、知恵を出し、足を運ぶ主体的な取り組みに対して全力で応援する、これは至極当然のことであろうかと思えます。

産業に精通されております高橋議員におかれましては、販路開拓に向けた催事や商談会に出展を検討されている事業者には、ぜひ本制度の積極的な活用を促していただきますよ

うお願い申し上げますとともに、長年産業界に身を置かれていた高橋議員自身、どういったご提案があるのか教えていただければありがたいなと思っております。

なお、先般の総務建設常任委員会でご説明のとおり、小豆島の発展を実現するためには、高橋議員と同様、小豆島のブランド化がぜひとも必要との認識でございます。詳細については担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 私のほうから、まず販路開拓支援事業についてご説明申し上げます。

町長が答弁いたしましたとおり、アフターコロナを見据え、新たに創設をいたしました産業活性化施策の一つでございます。去る6月定例会補正予算におきまして、2件分100万円の予算を措置しておりましたが、8月からの制度開始以来、事業者自ら足を運び、汗をかき、主体的に取り組まれようとする意欲ある事業者からの申請相談が相次いでいる状況です。既に15件の申出を伺っておりますことから、今般定例会にて追加で補正予算を上程させていただいているところでございます。意欲ある事業者が本事業を有効に活用していただくことで、地場産業の振興や地域経済回復などへの問題解決の糸口になればと、大いに期待するところでございます。

また、ブランド化につきましても、町長から申しあげましたように、小豆島の発展には欠かせない取り組みでございます。去る8月25日開催の総務建設常任委員会におきまして、これからの方向性をご説明いたしましたように、行政主体ではなく事業者自らが先頭に立って、島内外に小豆島の魅力を発信することが重要であると考えております。催事や商談会への出展機会を捉えて、新たな販路を開拓することで、島内でのイベントなどにより地場産品に触れる、知ってもらう機会を提供すること、またSNSの活用などにより地場産品をPRすること、これら全ての取り組みが地場産業の振興につながりますし、ひいては小豆島ブランドの確立に寄与するものと考えております。

いずれにしましても、販路開拓やブランド化につきましては、町長が申しあげましたように、事業者自らがいかに稼ぐことができるかを考案されるものであると考えております。引き続き、主体となります事業者、商工会などとの緊密な連携を図りますとともに、主体的な取り組みが産業振興に資するものであれば、制度の拡充や新規創設も視野に入れ、支援を強化してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） いろんな取り組みをされてるようでありがとうございます。

今、産業振興ちゅうか、活発化しませんと本当にこの島は救われない。町も救われないと思います。いろいろと私なりの経験もありますので、どうか町の皆さんといい方向で島を産業活性化する方向でいろいろ物事を考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

2番目、人材の育成の問題、ちょっと抽象的なのですがお願いします。

何をするにしても人材が必要です。私はしょうゆ屋を50年ぐらいいやりましたけれども、しょうゆ、つくだ煮業界を見ましたら、しょうゆ業界にはマルキンの創業者である木下忠次郎さん、試験場を作り、合併して規模を大きくして、本当に日本のトップブランドにマルキンを育て上げた方ですけども、木下さんをはじめいろんな人材を輩出して現在に至っております。戦後始まったつくだ煮業界においても、草創期にはタカラ食品の上藤公平さん、それから安田食品の松下公平さん、それから現在のタケサンフーズの武部吉次さんがおられまして、3人が仲よしだったと聞いてますけども、要するに3人が切磋琢磨しながら現在のつくだ煮業界の基礎を作られました。その後も、次々と優れたリーダーが出てこられまして、業界を引っ張っていきました。小豆島の現状を見ましたら、各界を引っ張っていくリーダーが少ないんじゃないかというふうに思います。有能な人材、あとリーダーの登場が求められていると思います。人材を育成する場をつくって、人材を育成することが町の発展にとって必要なことだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員の人材育成についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、小豆島の発展と持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、若手人材の育成が何よりも大切であり、若者が夢を持ってチャレンジできる環境を整える必要がございます。特に、これからの地場産業を担う若手経営者等の育成は喫緊の課題であるため、令和4年度からの取り組みとして、毎月1回、小豆島若手人材育成塾を開催しております。塾では、若者自らの発想や行動、企業間の垣根を越えた交流を促し、実践の場としては、首都圏での催事イベント出展、スーパーマーケット・トレードショーにおける特設ブースの開設、参加を計画しており、現場における体験や活動を通じた人材育成に力を入れておるところでございます。

また、島の未来を担う高校生の能力向上にも努める必要がございます。小豆島中央高校が実施している総合的な探求の時間、權風において、役場職員が講師となり、小豆2町の課題について学習し、課題解決に向け高校生の視点で考えることで、将来の職業観やふるさとへの愛着心を育てておるところでございます。本年度も、9月20日に数多くの役場職

員が講師として参加し、町の様々な取り組みや課題を知る貴重な機会にしたいと考えております。今後におきましても、人材の育成に向けて人的、財政的な支援を実施し、若者が夢を持ってチャレンジできる町、また活躍できるまちづくりを推進していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 高橋です。

いろいろと取り組みをされているようで、本当に頼もしく思っています。

人材育成というのは時間のかかる仕事、問題だと思うんですけども、小豆島の発展のためには、何としても成し遂げなければならない課題だと思います。人材育成は町の大きな課題として、町長さんにおかれましても取り組んでくださるようお願いいたします。ありがとうございます。

最後ですけれども、これは度々次々と発言しますけれども、草壁高松航路の問題です。前の方の発言にかぶる部分がありますけれども、ご容赦ください。

草壁高松航路の再開は、産業活性と切り離せない問題だと思います。草壁高松航路をなくすることは、小豆島の産業の牽引者である内海地区を寂れさせ、島全体の衰退を早めることになると思います。多くの国内外を問わず、島を訪れる方の利便性を失することになり、島の産業の発展の芽を摘むこととなります。今は小豆島全体の活性化を考える必要のあるときだと思いますが、こういう大事なときに一つの航路をなくすることは大きな問題だと思います。また、交通弱者であるお年寄り、障害のある方が高松への足を絶たれて困っており、草壁高松航路の再開の強い要望があります。

再開は多くの住民が願っております。町長さんが動いてくださったら、草壁高松航路再開に向けて、法律にのっとって県、国が動く可能性があり、航路再開の可能性あります。町長におかれましては、マニフェストの公約どおり、航路再開の可能性を求めて全力で取り組んでいただきたいと思っております。町長のこの間の一貫した答えのように、要するに走る業者がないから再開の可能性がない。陸上交通を充実させ、バスの便を考えるんでは、2年近く草壁高松航路存続運動を行ってきた航路存続を願う住民、それから我々航路存続派の議員も、大江町長が当選したら草壁高松航路が再開すると信じて、大江町長に投票した多くの住民も納得できません。住民の皆さんから、住民の要求に応える、真剣に取り組まない町長だと思われても仕方がないんじゃないかと思っております。我々は、町民集会で議論することも今考えております。

香川県の浜田前知事、これは9月2日の退任記者会見で、県民本位の県政を肝に銘じ、

瀬戸内海田園都市の創造を目指して全力を尽くしたと総括されまして、郷土の発展に尽くす機会をいただき、心より感謝を申し上げますと述べられております。また、池田新知事は、これは9月5日だったと思いますけど、就任の記者会見で、他県にない特徴を生かし、香川県のさらなる発展に全力を尽くす。人口減少の流れを変え、持続可能な希望の持てる郷土をつくる。各政策について県民の声を聞き、県民参加型の県政運営を目指すと言われております。県を町に置き換えると、ちょっと失礼な話かもしれませんが、行政のトップである町長の仕事というのは、要するに町の発展に尽くすことと、町民本位の行政を行うことではないかと思えます。本来の町長としての職務、町の発展に尽くすことと、町民本位の行政を行うと、原点に立ち返って草壁高松航路再開に向けて全力を尽くしていただきたいと要望いたします。大江町長には、町の産業の発展のために必要であり、住民の要望である草壁高松航路再開に向けて全力で取り組まれるよう要望いたしますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

草壁高松航路に限らず、小豆島産業振興にとって航路が重要な役割を担うことは十分承知いたしております。しかしながら、高橋議員も十分にご認識されていると存じますが、航路事業も採算性が求められる産業活動であり、事業者として収益が得られない航路事業への参入は困難であると考えております。また、高松港から徒歩で来島される観光客のアクセスについては、まずは池田高松航路の利便性を高めることで対応し、具体的には寒霞溪線の出発地を草壁港から池田港に変更するなど、今後オーリーブバス、四国運輸局と協議を進めたいと考えております。

なお、燃料価格の高騰によりまして、岡山航路、日生航路、姫路航路の3航路は10月から運賃が値上げされます。池田高松航路も赤字の状況と聞いておりますが、何とか値上げを見送っていただくようお願いをしているところでございます。高橋議員もご存じのとおり、町行政は住民の方に納めていただく税で成り立っており、他の航路も存在する中で、草壁高松航路の大きな赤字を住民の方にご負担いただくことも、町が直接運航することもできない以上、町としては航路事業者にお問い合わせすることしかできませんが、それについては、草壁航路問題が持ち上がって以来やってきたものと理解しております。

航路事業については、海上運送法にのっとって、民間事業者が経営しているものでございますので、それに対して町がやれること、やれないこと、やっていいこと、悪いことがございます。航路就航の会の皆さんも、政権与党をはじめ野党も含めて国会議員の先生方

にも働きかけたと同っておりますが、それでも私が町政を引き継ぐまでの休止からの1年間、何があったのでしょうか。どんな動きがあったのでしょうか。これは、政治家の皆さんもやっていいこと、悪いこと、できること、できないことを判断された結果であります。私も、政治家の皆さんにそういうお話をお聞きしております。そういったことで、現時点では困難ですけれども、港がなくなるわけではございませんので、今後観光客が非常に増えてくるとか、バースが増設されるとか、いろんな状況が変わればまた可能性も出てくるわけでございます。私は、終始チャンスを待ちましようと言っております。選挙戦の中でも、個人演説会についても、今現状のこうした混乱に終止符を打って、町民が一丸となってまちづくりを進めるべきときだと申し上げておりました。したがって、原点以下はしっかり検証して、航路が今走れるのなら走るように、走れないのなら、草壁は寂れないように対策を打っていこうというふうに申し上げてきたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） いろんな、我々も運動をやってきました。最終的にいろんな方にお目にかかりましたけれども、要するに町のトップ、町長が動かないとあなた方民間の運動では駄目だよというような結論、最終的にそういう結論です。要するに、町長が先頭に立って動いてくださらないと、草壁高松航路の再開はできません。度々のお願いになりますけれども、大江町長には草壁高松航路の再開に向けて全力で取り組んでいただくよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後0時57分

○議長（中松和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 2番高尾豊弘議員。

○2番（高尾豊弘君） 私は2つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、農産物を原料とする特産酒類特区について。

ワインやどぶろく酒を製造したいが、酒税法の本免許では最低製造条件の量が多いため、初期投資や販路などを考えるとなかなか参入しづらいとの声を聞きました。特区法の中に、地域の特産物を原料として特産酒類の製造、販売、提供ができる特産酒類特区があります。この特区に認定された場合、例えばワインなどの果実酒やどぶろく酒の最低製造

基準が、通常6キロリットルから2キロリットルへと3分の1に、リキュール類は6キロリットルから1キロリットルへと6分の1に、農家が営むレストランなどで提供される場合、ゼロキロリットルから製造が可能になり、大きく規制が緩和されます。特区が認定されると、より小規模な事業主体も酒類製造免許を受けることができ、酒類製造事業に参入がしやすくなります。その結果、農業の生産振興や6次化産業化、地産地消、産業や観光振興にも波及効果が期待されます。地域資源の価値を高め、食による地域経済の活性化、地域資源を生かした新たなビジネスチャンスの創造に寄与すると考えますが、本町でも特区を活用してはどうですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から農産物を原料とする特産酒類特区についてご提案をいただきました。

特産酒類特区につきましては、地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコールまたはリキュールを製造しようとする者が製造免許を申請した場合、最低製造数量基準を適用除外、または引き下げるものであり、地域ブランドを生かした製品の販売により、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図ることができると思っております。また、ワイン製造事業の展開に当たり、町内のブドウ生産農家から同様の特区申請についての相談を受けております。議員ご提案のとおり、特区の認定を受ければ規制が緩和され、新規参入による地域活性化や産業、観光振興等が期待されます。特産酒類の製造事業及び特定農業者による特定酒類の製造事業については、9月中の特区申請を目標に手続を進めておるところでございますので、ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 特区申請が完了しましたら、住民から本町に問合せがあった場合、どちらの課が対応窓口になりますでしょうか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 企画財政課のほうで窓口を担当させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（中松和彦君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 特区に関して、小豆島全体で活用していければと考えますが、土庄町との連携はどのようにお考えになっていますか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 本件につきましては、土庄町の企画財政課とも協議を進めておりますが、まず土庄町は今1件もう既に製造免許を取ってやっているとあるということで、その動向を見極めながら今後調整をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（中松和彦君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 将来的に、土庄町との連携による小豆島広域特区取得を期待しまして、2つ目の質問に移ります。

ふるさとワーキングホリデー制度の実施についてです。

総務省では、国内版のふるさとワーキングホリデー制度を2017年から実施しています。地元農家や企業などの業務に従事し、働いて収入を得ながら交流や学びの場などを通じて暮らしを体験し、通常の観光では味わえない地域のよさを味わい、地域との関わりも深める取り組みを通じて、地域での暮らしを丸ごと体感できる制度であります。ふるさとワーキング制度に要する経費について、地方公共団体に上限で1,500万円、全参加者の延べ滞在日数、1日当たり5千円の特別交付税措置がなされるというものであります。既に、一部の製造業、農業、観光業、病院などが個々に受け入れ、交流や繁盛期の人手を募集し、島外から受入れを行っています。また、受入れを行いたいが、どうすればいいのかわからないと、こういう声も聞きました。この制度を取り入れることで、宿泊費の一部や旅費など、既に受入れを行っている事業者に対する支援ができ、負担軽減にもつながると考えます。紙媒体やインターネットなどを使い、後方支援も可能になり、新たに受け入れたいという事業者の支援もできると思われます。

今後、交流人口や関係人口を増やししながら、将来的に移住促進やインターン的な役割を果たすなどから、雇用機会の創出につながると考えられます。お互いの利害が一致するウィン・ウィンの形が築け、宿泊施設を含めた新たな観光プランなど、交流による地域活性化につながると考えます。本町でも取り入れて、実施をしてみたいかでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員からふるさとワーキングホリデー制度の実施についてご質問をいただきました。

ふるさとワーキングホリデー推進事業につきましては、都市部の若者などが一定期間地域に滞在して、働いて収入を得ながら地域との関わりを深める機会を提供する取り組みでございます。平成28年度から総務省において取り組んでおりまして、経費につきましては、募集に要する経費や滞在経費など、対象経費として特別交付税が措置される事業でござ

ございます。本町におきましても、人口減少、少子・高齢化が急速に進む中、人口流出に歯止めをかけ、地方へ人、情報の流れを新たに創出することが重要であり、そのためには移住にまで至らずとも、地域に思いを寄せる人々に対して、地域と関わる機会を提供することも重要であると認識しております。事業につきましては、職業安定法等関係法令の遵守や、受入れ企業との緊密な連携が必要でございますので、この制度について調査研究するとともに情報収集に努め、幅広い業種で実施に向けて検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 様々な業種、業態が関係してくる制度で考えられるため、受入れの情報発信など、様々な課が対象になってくると思います。その中で中心となって実施する課を決めていただくなど、早急な実施を願い、質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。よろしく願いします。

私は2点、防災意識の向上への取り組みということと、イノシシの被害状況と対策等についてお尋ねをいたします。

まず最初に、さきに中川議員が防災の町民への周知徹底ということで触れられておりますけれども、重なる部分があるかも分かりませんが、よろしく願いをいたします。

直近では東北の大雨による被害、平成30年岡山県豪雨災害等全国で大きな災害が起きており、当然のようにどこでも起き得るということでもあります。また、南海トラフ地震発生の切迫性も高まってきているように言われております。小豆島町においては、昭和49年、51年に台風による水害で多くの人命が失われ、被害を少なくするため、今日まで毎年濃淡はありますが防災訓練、避難訓練を実施してきたと思います。コロナ禍でありましても災害は起きますので、災害時の施設管理、対策を再確認するとともに、いま一度防災意識のより一層の向上に取り組むべきだと思います。取り組みの現状と、コロナ禍において町はどのように推進していくお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から災害時の施設管理と防災意識向上への取り組みについてご質問をいただきました。

30年以内の発生確率が70から80%と言われております南海トラフ地震をはじめ、近年各地で発生している線状降水帯による豪雨災害等、ご指摘のとおりコロナ禍においても、い

つ本町もどのような災害に見舞われるか分かりません。このような中、ご質問の施設管理や防災意識の向上等あらゆる危機管理事案に対して、情報の早期収集と共有化、対応策の一元化を図るため、令和2年5月に実施した組織再編に合わせて、総務課内に危機管理室を設置いたしました。また、災害時に迅速な対応ができるよう職員防災初動マニュアルを配付し、防災意識の向上に努めておるところでございます。

具体的な取り組みにつきましては担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 羽田議員のご質問にお答えいたします。

防災を考える上では、自分の命と財産を守るために、自分で防災に取り組む自助、近所や地域の方々と助け合う共助、国や県、町が対応する公助がございますが、その全てがつながることにより有効的な防災・減災活動を図ることができます。

まず、公助の中心となる災害時の庁舎の管理でございますが、本庁舎は災害対策本部が立ち上がり、西館においては3階から6階までが老人福祉施設となっており、約80人の入所者がいる大変重要な施設でございますが、災害時の一番の懸念は停電と断水でございます。停電の対策につきましては、本館、西館ともに発電機を備えており、通常どおりとはいきませんが、サーバー関係や照明、コンセント、エレベーター、エアコンなど、ある程度の機能は維持することができます。また、断水につきましても、飲料水160トン、雑用水180トンが貯水されておりますので、入所者の皆様が入浴をしなければ、数日間の調理や水洗トイレは使用可能です。

次に、防災意識の向上への取り組みでございますが、平時から地域における自主防災訓練の実施や防災リーダーの育成などを、共助の取り組みを通して防災意識の高揚を図ることが何より大切であると考えており、コロナ禍においても何ら変わることはございません。昨年度、今年度においても、規模を縮小するなど工夫をしながら感染症対策を施した上で、各地域において継続的に防災訓練を実施いただいているところであります。町といたしましては、地域や自主防災組織の防災訓練の実施に対して補助金を交付しております。一方で、防災訓練を実施できていない地域については、コロナ禍の中、実施できておりませんが、各地域へ出向き、普及啓発活動を行うなど地道な活動を実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 令和3年度の防災訓練支援事業というのをいただいております。全部で12件実施をいたしております。恐らく、自治会によって取り組みに対する濃淡があ

と思うんです。そこらをカバーしていくのが行政の仕事かなというふうに思っております。言い訳にはしないと思いますが、コロナで出ていくのがおっくうやとか、そういうのを役場の方が払拭して取り組んでいただきたいと思います。

それから、昭和49年、先ほども申し上げましたが、51年大災害で、28人、35人の命が失われております。約50年となりつつあります。私も二十歳を過ぎて、その災害を現実に見ております。谷尻とか西村とか、死亡者の現場を見ました。そういう意味でも、50年の記念というのはまた変なんですけど、例えば各自治会と協議して、全町挙げての避難訓練を実施するとか、防災意識の向上を図るのはどうでしょうかという提案なんですけど、町長さんはどうでしょう。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員おっしゃるように、防災意識の向上、これは何よりも大切なことをごさいますして、今現在各地区で防災訓練をして、有事の際の手順を再確認していただいておりますけれども、当然ながらそれはできていない地域もごさいますので、町全体として防災訓練のあり方をもう一度検討してみたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） よろしく取り組んでいただきたいと思います。

それから、最近ですけどテレビで見まして、災害避難カードというのがあるんですかね。内閣府が始めたとかいう、そういうのを持ってあって、どこの町だったか忘れてましたが、みんな無事に避難ができた。カードを現実には見たわけではないんですが、住所氏名とか、薬とか、避難場所はどこやとかいうのを各個人が持っておったというような方を推進していくのも、意識向上に役に立つのかな。費用が結構、カードですんで紙に自分が書いてというふうなことで、町民全部に配ってもすごいお金になりはしないと思いますので、ちょっとお考えいただいたらご提案を申し上げます。返答は要りません。

それから続けて、鳥獣害、イノシシによる被害状況、対策等についてお尋ねをいたします。

イノシシによる野菜、果樹、水稻等農作物被害が依然として多く、昨年1,200頭を超える捕獲をしても被害がなかなか減らないのが現状のようです。被害を受けますと、作る意欲が減退してしまって、放棄した土地の増加の一因ともなりかねません。現実にはそういうふうになってる土地も多うございます。また、被害は皆さんご存じのように、道路、落石による水路が塞がれて、それによって2次被害の水害も心配される場所です。イノシシ被害の状況とその対策、補助金等の現状はどうなっていますか。町はどのようにして被害

を少なくしていくのか、よろしくをお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員からイノシシの被害状況と対策等についてご質問をいただきました。

本町の鳥獣被害対策につきましては、被害の深刻化、広域化に対応するため、捕獲、防護、環境づくりの3点について対策強化を図っているところでございます。イノシシの捕獲につきましては、平成21年度に本町で初めて捕獲してから年々増加いたしまして、令和元年度の年間2,039頭の捕獲をピークに、令和2年度は1,145頭、3年度は1,277頭と減少傾向にあります。これは、長年行ってきた被害対策事業の成果が表れたものと思っております。

羽田議員ご指摘のとおり、イノシシによる農作物被害は、農業者の耕作意欲の低下に加え、耕作放棄地の増加にもつながることから、今後も被害対策を強化し、被害軽減に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。なお、詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 私のほうからは、イノシシによる被害状況と対策について説明させていただきます。

まず、イノシシ被害につきましては、掘り起こしなどによる農作物被害や、農道、石垣などを崩す被害が町内各地で発生している状況にあります。近年では、市街地や農地への柵の設置の成果もあり、農作物被害につきましては、ピーク時に比べると、被害相談の件数は減少傾向にあります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、農道や石垣などの掘り起こしの相談については横ばい状態です。

次に対策ですが、捕獲につきましては、小豆島町鳥獣被害対策実施隊員への狩猟免許などの取得、更新、登録などの各種補助事業を実施することで、現在96名の方に捕獲の協力をいただき、イノシシなどの有害鳥獣の個体数削減を行っていただいております。

次に、防護につきましては、平成26年度に市街地周辺イノシシ等侵入防止対策支援事業補助事業を創設し、これまで11の自治会が地区への侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備を行っております。また、環境づくりにつきましては、平成23年度に侵入防止柵等資材費の補助事業を創設し、これまで283件の申請を採択しており、農業者などが農地に有害鳥獣を近づけさせないよう柵を設置していただいております。また、羽田議員がおっしゃるイノシシ等の有害鳥獣により崩された農道や水路など、農業用公共施設の被害復旧につきまし

ては、令和2年度にイノシシ等被害復旧支援事業を創設し、補助対象事業費の上限を100万円、補助率50%とし、これまで2地区で補助事業を活用し、被害復旧をされております。鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣の捕獲に頼るだけでなく、住民の方の協力により、野生鳥獣を近づけさせない環境づくり、市街地周辺での緩衝帯や侵入防止柵などによる防護、狩猟免許所持者によるわなや銃による捕獲、この3点セットにより今後も被害軽減に努めてまいります。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） よく分かりました。

1つ、防止柵の補助金のことについてお尋ねをいたします。

聞きますと、2戸以上で組めば費用は3分の2補助、県を含めてということでしょうけれども、1戸、戸立であれば費用の2分の1、おまけに面積が3アール、300平米程度が必要ということですが、費用の3分の2、2分の1というのと、3アールという面積要件を若干緩和したほうが皆さん使いやすいのかなど。私が聞いているのは、農業者も聞きますが、家庭菜園のことなんです。家庭菜園も一生懸命頑張って作られとると。周りには荒れ地やと。一人でそこをせないかん。300平米というたら結構、20メートルと15メートルになるんですかね。300平米になると思いますが、それにある程度運用でやられとるとは思いますが、若干緩和してもいいのではないかなと思っておりますので、また検討をしていただきたいと思います。返答は要りません。よろしく申し上げます。

---

○議長（中松和彦君） 10番谷康男議員。

○10番（谷 康男君） 10番、谷です。5年ぶりの質問になりますので、よろしく申し上げます。

まず第1に、香川県土木部港湾課のホームページには、草壁港を含む内海港は、県管理地方港湾として香川県が管理する港湾であると記載されております。にもかかわらず、フェリー岸壁及び栈橋周辺は町管理施設であります。その経緯について説明していただきたい。また、その西側にある突堤と船揚げ場も同様であります。また、今後航路の再開を待つにしても、町管理で港を維持していくには多くの財政支出を伴うと思うが、町管理部分を県に移管することはできないのかお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員から草壁港の経緯と今後の維持管理についてご質問をいただきました。

谷議員ご指摘のとおり、県管理地方港湾である内海港内の草壁港において、フェリー岸壁と棧橋は町管理港湾施設となっております。フェリー岸壁周辺の埋立ては完成から42年が経過しており、必要により維持修繕を行っておりますが、港湾施設の管理には多大な維持管理費用が発生することから、港湾管理者である香川県に移管できるよう要望していきたいと考えております。草壁港の経緯については担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 私からは草壁港の経緯について説明させていただきます。

埋立てについては町が実施したものであり、旧草壁東防波堤から東側を第1工区、住宅用地としてフェリー岸壁のある西側を第2工区、埠頭用地として昭和53年に公有水面埋立免許が下り、昭和51年災害や粟地ダム建設の残土を流用して、昭和55年に完了しています。フェリー岸壁について、埋立以前のフェリー接岸施設は、内海フェリー株式会社が公有水面の占用許可を得て設置していたものであり、町が公有水面埋立工事で取り壊し、新たにフェリー岸壁を建設したものです。また、埋立免許条件の中で、埋立地の護岸、岸壁の維持、修繕及び災害復旧は町の責任において行うこととなっており、フェリー岸壁は町管理施設となっております。浮き棧橋については、草壁町時代の昭和25年から設置されており、先ほどの昭和53年の埋立区域からは外れています。また、浮き棧橋の西側の突堤は、草壁西防波堤、船揚げ場は草壁第5船揚げ場という名称で県管理施設となっております。お願いします。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 今、経緯をお伺いしました。そのとき、町が先行してやるというか、積極的にやったということやね。それはそれで経緯でいいんですけども、今言うように、内海港が県管理であるのであれば、県のほうにどういう形では別として、移管できないものかというふうに働きかけはしてもいいんじゃないかと思います。突堤と向こうの船揚げ場が県管理というのであれば、この際ですから全体に、1つは今後のことも考えますと、この前ちょっとスーパーヨットというものが入港してきて、いろいろ見学もさせてもらったりなんですけども、今後そういうふうな港の利用の仕方もあると思うので、一旦県にお渡しして移管して、それからいろいろと今後の草壁港の活性化に向けた働きかけというか、要望を出していったほうがいいんじゃないかと思います。どうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 草壁航路の県管理の移管につきましては、既に5月に香川県の土木部長に面談して、県管理に移管する要望を行っております。そのときに土木部長に言われたのは、今までどおりフェリーが発着する港というだけでは利用の形態がこれまでと変わらないので、何か違ったものも含めた絵を描いてくださいねというようなお話をいただいておりますので、今後それも含めて検討しながら、要望も重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） できるだけ早く話を進めていただきたいと思います。

次に行きます。

神戸市、それから小豆島町、高松市の広域連携ということで、4年前になると思うんですけども、神戸市が震災25周年を機としまして、災害時におけるジャンボフェリーを使った広域避難訓練というのを実施しました。そのとき私も同席してたんですけども、市職員とか国交省の職員らといろいろお話しする中で、広域連携を結んだらいいんじゃないかというような話がありました。その後、連携に向けての協議も何度か行われたようなんですけど、いまだにそういうことができてないと。4年もたちますからですけども、今からでも遅くないと思いますので、その後の連携についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員から神戸市・小豆島町・高松市の広域連携についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、令和2年1月12日に災害時支援船活動実証訓練を実施し、それが契機となって、神戸市・小豆島町・高松市・ジャンボフェリーによる災害時連携協定を目指すことになりました。その後、事務レベルの協議ではありますが、高松市役所に担当者が集まって、災害協定にとどまらず、観光、教育など多様な分野で連携する包括連携協定の締結に向け事務を進めておりましたが、あいにくコロナの感染拡大によって話が止まっている状況であり、率直にそれについてはおわびを申し上げたいと思います。

今後におきましては、2025年の大阪関西万博の開催を見据え、瀬戸内海でつながる神戸市・小豆島町・高松市・ジャンボフェリーのさらなる連携強化を図るため、直ちに包括連携協定の締結に向け進めてまいり所存でございます。幸いなことに、7月に開催されました神戸みなとまつりにおきまして、私も参りまして神戸市長と直接お会いして、包括連携協定を締結しましょうというお話をしました。神戸市長からもぜひ一緒にやりましょうという言葉をいただいておりますので、包括連携協定の新たな締結によって、関係人口、交流

人口のさらなる拡大を目指し、災害時連携の強化等も図ってまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） できるだけ早く進めていただきたいと思います。

3番目ですけれども、小豆島中央病院についてですが、毎年小豆島町から中央病院企業団に対して年間相当金額を負担していると思います。現在、小豆島中央病院の経営状況はどうなっているのかと、小豆島中央病院の設立に当たって、香川県がどのような形で関与されて、どういうあれをしてくれたかということなんですが、今後小豆島中央病院の経営次第で両町の財政には非常に大きな負担になると思いますので、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員から小豆島中央病院の今後についてご質問をいただきました。

小豆島中央病院については、内海病院と土庄中央病院の医師数が減少し、必要な医療提供体制を継続することが困難となったことから、島の医療を守るため、2つの公立病院を再編して平成28年4月に設立いたしました。設立に当たっては、香川県や香川県医師会、香川大学をはじめとする多くの関係機関のご助言をいただいたほか、島民の皆様にもご理解をいただき、急性期から慢性期、在宅医療まで基本的な医療を提供する島内の基幹病院として、島民が安心して暮らせる基盤づくりを目指しております。そのため、香川県も地域医療構想に小豆島を1つの医療圏として位置づけ、設立時の職員派遣や財政支援のほか、設立後も毎年医師確保事業補助金などの財政支援をいただいているところでございます。

現在の経営状況につきましては、経営診断ごとに行った院内での取り組みに加え、国による新型コロナウイルス専用病床に対する補助金等により経営状態は好転しているところでありますが、コロナ収束後も安定した経営を行うには、現在の医療体制に必要な医師数を確保することが最重要課題であると考えております。そのため、本年6月に土庄町とともにワーキンググループを立ち上げ、町として香川県、香川大学への働きかけを行うなど、これまで以上に医師確保に向けて取り組んでいるところでございます。

今後も、昼夜を問わない24時間体制での救急患者受入れや、周産期、透析、巡回診療などの政策的医療に対して、国の交付税等による財政支援のほか、職員派遣の継続や医療従事者の確保、県への補助制度継続の要望など、町財政に過度の負担とならないよう、財政

支援以外にもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、島民の安全で安心な暮らしを守るために医療は必要不可欠であり、小豆島中央病院は島の医療の基幹となる病院であります。議員各位をはじめ町民の皆様のご協力のもと、小豆島全体で小豆島中央病院を支えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 今、コロナの関係で経営的に若干余裕が出てきたというようなお話も伺っております。ただ、将来的に見て、この小豆島中央病院の設立の目的が、両町では医師の確保が難しい。1つの病院にしてという形で県のご指導をいただいて、県にも積極的に関わってもらって、あの病院の規模とか、そういったものが決まったはずです。その後、企業団として両町が支えると。そのあたりで、県が小豆医療圏という形で指定もしていただいてやっとなやったら、もう一步踏み込んで、これは仮定ですけども、県のほうにも積極的に経営に参画していただく。両町だけでは重過ぎます。だから、この中に県にも企業団の中に入れていただくということは考えられないのか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、全国の医療圏の中で医師不足は小豆医療圏が実質最下位であります。そういう非常に危機的な状況にあることは、常々香川大学の学長さんにも訴えております。今後も、当然ながら香川県、香川大学に訴えながら、経営への参画についても香川県知事に要望してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 何とかそういうふうな形の方で、あまりにもやっぱり、今後将来的に考えますとどうしても人口が減っていく、患者数も当然減っていく、その中で2町だけがあの病院を支えられるかというのは非常に不安があります。だから、どうしても県のほうに経営とかいうものに参画していただけるよう、町長にもお願いして終わります。

○議長（中松和彦君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時50分とします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時50分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 日程第4、報告第9号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第9号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第9号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和4年5月12日、蒲生甲1935番地5地先において発生した公用車の接触事故について、6月15日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として5千円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。事故の概要ですが、職員が相手方への自宅訪問時、敷地内へ進入していた際、花壇とタイヤ部分が接触し、花壇が損傷したものでございます。以上です。

~~~~~

日程第5 報告第10号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、報告第10号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第10号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足

比率についてご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の令和3年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第10号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率でございますが、表の上段が本町の算定結果で、中段、下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準でございます。早期健全化基準が、いわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算もしくは収支均衡となっており、また介護保険施設の企業会計につきましても資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率を示してございます。3年度決算では6.3%となっており、前年度の6.3%と同じ値となっております。こちらは、一般会計の元利償還金が約2千万円増えた一方で、普通交付税の増額により標準財政規模が増となったことが影響してございます。

ちなみに、令和2年度決算における全国的な結果、こちらを申し上げますと、全国市区町村の平均が5.7%、香川県市町の平均が7.5%となっております。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を示しているかを表したものでございます。3年度決算につきましては、将来の借金返済予定額等を、町が持っております基金、あるいは交付税算入の予定額が上回っていることから、該当なしのバーとなっております。

次に、2の資金不足比率であります。介護保険施設事業会計におきましては資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上のように、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして

は、健全な状況になっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載されておるとおりでございますが、特に指摘すべき事項はないと意見を頂戴しております。以上、簡単ではございますが、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第59号 令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計など5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長及び担当事務長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計まで7つの会計において、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会にてそれぞれ関係課から説明があろうかと思っておりますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要について、施策の成果の財政編によりご説明申し上げます。

恐れ入ります。このピンク色の冊子でございますが、こちらに施策の成果をとじ込んでございます。そちらの2ページをお開き願います。よろしゅうございますでしょうか。

令和3年度の一般会計決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に大きな予算を投じたことから、令和2年度に引き続き、歳入歳出ともに大きな規模となっております。

なお、一般会計の決算の状況であります。例年同様、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値を基に説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断り申し上げます。

まず、令和3年度の決算額は、歳入総額Aが119億8,465万9千円、歳出総額Bが110億8,474万7千円になっております。令和2年度に1人10万円を給付した特別定額給付金の皆減等により、前年度に比べますと歳入総額Aがマイナス2億8,278万5千円、率にしてマイナス2.3%の減、歳出総額Bもマイナス7億1,663万9千円、率にしてマイナス6.1%の減となっております。この数値から、他会計との重複計上を避けるための各種の規模控除や、基金繰入金等の調整を行った普通会計の歳入総額Gが119億8,530万1千円、歳出総額Hが110億5,728万3千円となっております。

以上の結果、形式収支Iは9億2,801万8千円となり、これからJの繰越明許費の繰越財源7,967万8千円を差し引き、決算統計における実質収支Mは8億4,834万円の黒字となっております。単年度収支Nは、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、4億3,538万6千円の黒字でございます。これに財政調整基金への積立金0、223万3千円を加えた実質単年度収支Rは4億3,761万9千円の黒字となっており、令和2年度決算に引き続き黒字決算となっております。この要因につきましては、普通交付税が約3億3千万円の増となったこと、それからふるさと納税が堅調に確保できていることが考えられます。以上が一般会計決算の概況でございます。

なお、歳入歳出における主な増減理由につきましては、決算特別委員会における各課からの説明と重複いたしますので、本日は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の状況の概要についてごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計でございます。

7ページの左端に記載のとおり、実質収支につきましては収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、前年度からの繰越金の要素を除き、積立金の処理を加えた実質単年度収支は、介護サービス事業特別会計で赤字となっております。本会計につきましては、ヘルパー事業において、条件不利地域を受け持つことが多く、収益的に厳しい状況が続いており、財政調整基金の令和3年度末現在高が1,364万4千円まで減少しておりますことから、今後収支改善に向けた対策が必要になってございます。

なお、特別会計の決算につきましても、特別委員会において担当課から詳細な説明がありますので、内容は省略させていただきます。

また、企業会計であります介護保険施設事業の決算につきましても、別冊決算書により事務局から説明がありますので、私からは省略させていただきます。

次に、8ページの財政指標であります、主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、上から3行目、標準財政規模でございますが、普通交付税の増などにより2億9,409万3千円増の59億7,619万3千円となっております。

次に、その下の財政力指数と、2行下の自主財源比率につきましては、それぞれ0.297と32.6%となっており、依然として三割自治が続いてございます。

次に、その下の経常収支比率でございます。対前年度6.9ポイント改善し、86.6%となっております。こちら、普通交付税が増額となったことが大きな要因でございます。

次に、その下の実質赤字比率から将来負担費率までの健全化判断比率につきましては、報告第10号にてご報告したとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に、財政調整基金の積立金現在高でございます。

令和3年度につきましては、普通交付税の増額等により年度の財源確保の見通しが立ったことから、財政調整基金からの繰入れを取りやめ、また令和2年度の剰余金処分等によりまして、対前年度2億1,423万3千円増の19億6,620万6千円となっており、本町発足以来の最大の規模となっております。

また、その下の減債基金の積立金現在高につきましては、平成30年度以降、減債基金を取り崩し、旧内海病院の残債の償還に充てている一方で、国税収入の増額に伴い、普通交付税が再算定され、その再算定分を将来の臨時財政対策債償還財源とするため、減債基金へ積み立てたことにより、5,258万8千円増の20億49万9千円となっております。

次に、地方債現在高につきましては、町債の新規発行額がマイナス2億382万6千円の減になったことに加え、旧内海病院の残債償還が進み、当該残高がマイナス2億3,965万5千円の減となったことから、対前年度マイナス3億489万5千円減の104億4,754万3千円となっております。

最後に、9ページの新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の決算状況につきましてご説明申し上げます。

個別の事業につきましては、各課から詳細な説明がなされると存じますが、全体の規模感、こちらを申し上げますと、令和3年度決算額合計で7億5,907万4千円となっており、そのうち国庫支出金が6億9,463万7千円、うち地方創生臨時交付金が2億4,580万4

千円、右端の一般財源は4,471万4千円となっております。以上、決算統計の数値を基に令和3年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後につきましては、現在整備を進めております雨水公共下水道事業のほか、内海地区の教育施設の再編、それから順次耐用年数を迎える改良住宅の更新など、今後も町主体の大型事業が予想されますし、小豆地区広域行政事務組合の事業としても、中間処理施設の整備を確実に実行する必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症により、町出資の3財団、また小豆島オーリーブバスや町営バスも経営に大きな影響を受けてございます。

一方、歳入の面では、ご存じのとおり、合併特例債の発行可能期間が5年延長され、残りの枠として2億円程度を持ってございますけれども、基本的には令和2年度をもって合併に対する財政支援は終了いたしました。また、国勢調査の人口減少等によって、今後も普通交付税にもたらす影響が危惧されるところでございます。

いずれにいたしましても、町の課題は山積してございまして、今後の財政運営については適正、的確に行う必要があると考えてございます。今後も、集中改革プランの確実な実施、あるいは毎年度策定する中期財政計画を基本指針として、事業の規模や必要性、優先順位等を検討しつつ、適切な財政運営を行っていく考えでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。決算状況の総括説明とさせていただきます。

○議長（中松和彦君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の29ページをお願いいたします。

令和3年度の小豆島町介護保険施設の運営は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。施設内での感染者の発生を防ぐため、基本的な感染防止策の徹底を行い、状況に応じたマニュアルを作成し、対応を実施してまいりました。一方で、感染を危惧した利用控えや、感染拡大によるサービス休止などにより、老健、特養ともに利用者が減少し、施設の併用運営という体制に移行後、老健の赤字を特養の黒字で補填する構図となっておりますが、当年度におきましては赤字の決算となりました。

では、まず業務でございますが、令和3年度の老健入所の利用者数は8,154人、1日平均利用者数は22.3人となっております。通所の利用者数は3,915人で、1日平均利用者数は17.4人となっております。特養の入所の利用者数は2万643人、1日平均利用者数は

56.6人となっております。特養短期入所の利用者数は482人で、1日平均利用者数は1.3人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、老朽化した車椅子用体重計を更新したほか、検食用冷凍庫を新たに購入し、設備の充実を図っております。

続きまして、経理についてご説明をいたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億1,522万5,701円で、前年度と比べまして1,669万2,183円の減となっております。内訳といたしましては、介護老人保健施設事業収益が1億7,223万5,763円で前年度比94.57%、介護老人福祉施設事業収益が2億4,298万9,938円で前年度比97.28%となっております。先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた結果となっております。

一方、総費用は4億3,404万8,397円で、前年度と比べまして655万4,244円の増となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業費用が2億219万1,340円、前年度比102.8%、介護老人福祉施設事業費用が2億3,185万7,053円で、前年度比100.45%となっております。

この結果、収益的収支は1,882万2,696円の損失を計上することになり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、当年度末未処分利益剰余金は6,597万4,860円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入0円に対し、資本的支出は57万8千円となっております。以上、簡単ですが、令和3年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時18分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に三木卓議員、副委員長に羽田満議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

~~~~~

日程第7 議案第60号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第60号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第60号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和4年5月2日に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正になったことに伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、育児と仕事の両立支援に資するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の6ページをお願いいたします。

議案第60号は、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例につきましては、令和4年5月2日公布の地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律に基づき、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、育児等と仕事の両立を一層支援するため改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第2条では非常勤職員の育児休業取得について、子が1歳6か月に達する日までに任期が引き続くことが要件ですが、子の出生後8週間以内の育児休業については、子の出生から8週間の翌日より六月を経過するまでに要件を緩和するものでございます。

8ページをお開きください。

第2条の3では、非常勤職員の子が保育所に入所できないなど、特別な事情による1歳以降の育児休業について、現行では1歳到達日の翌日を育児休業の初日とすることとなっていました。翌日以外を初日として取得することができるよう、柔軟な要件とするものでございます。

9ページ、下段のところの第2条の4では、特別な事情による1歳6か月以降の育児休業について、前項と同様に育児休業の初日を1歳6か月到達日の翌日以外として取得することができるよう、柔軟な要件とするものでございます。

10ページ、下段の第3条では、次のページの改正前の第5号にありますように、これまでは再度の育児休業をするためには、育児休業の請求の際に、養育するための計画を申し出た場合に限っていた規定を削除することにより、取得回数制限の要件を緩和するものでございます。また、改正後の第7号では、任期を定めて採用された職員について、再度の育児休業をすることができる特別な事情として、任期の更新等があった場合の規定を整備し、取得回数制限の要件を緩和するものでございます。

11ページ、下段のところの第3条の2では、子の出生後8週間以内の育児休業について、対象となる期間は原則として誕生日からとなりますが、出産予定日前、予定日後に出生した場合の期間を定める規定を整備するものでございます。

附則として、この条例は令和4年10月1日から施行することとしております。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第61号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第8、議案第61号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第61号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、固定資産税の減免に関して、現行の規定のほか特別の事由がある固定資産に係る固定資産税の減免を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 議案第61号小豆島町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の13ページをご覧ください。

本条例につきましては、新規要綱の制定に伴い、町税条例で引用している固定資産税の減免規定に一部改正が生じることから、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

小豆島町税条例第71条第1項において、町長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固

定資産税を減免するとしており、該当項目として第1号から第3号を規定しておりますが、新たに第4号として、特別の事由がある固定資産についても減免できるものとしております。

次に、第3項において、特別の事由がある固定資産の減免については別に定めるとして、小豆島町老朽危険空き家除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する要綱を制定いたします。本要綱については、去る8月25日開催の総務建設常任委員会でご説明させていただきましたが、老朽危険空き家と認定された建物を除却した場合、その土地に係る固定資産税を減免することにより、老朽危険空き家の除却を促進し、町民の安全・安心及び住環境の改善を図ることを目的としております。

附則として、この条例は10月1日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 1つは、これが決まった場合に、町民への周知はどのようにされるのかお尋ねします。

それと、土庄町では同じような取り組みがされるのか、また全県、全国ではどの程度こういうことがされているのか、分かればお願いします。

○議長（中松和彦君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） まず、最初の周知方法でございますが、まず町広報に載せるんですけども、10月1日から施行となりますと可決後一月は空きますので、11月号に載せられたらと思っております。あとはホームページで周知いたします。

全国の状況でございますが、この要綱の制定のときに調べたんですけども、県外で5件ほどうちのほうで調べたんですけども、香川県下では小豆島町が最初になります。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

（税務課長清水一彦君「すみません」と呼ぶ）

税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 土庄町はしておりませんので。一応話はしておりますけども、今のところ小豆島町だけです。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号小豆島町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第62号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第9、議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島ふるさと村の宿泊施設及び交流ふれあい農園において、物価や所要経費の変動等に対応した適正な利用者負担を求めるため、当該施設に係る利用料金の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集15ページをお願いいたします。

先ほど町長からの提案理由にございましたとおり、昨今の物価高騰、あるいは所要経費の変動などに伴い、適正な利用者負担を求めるため、利用料金の一部について本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、第1条の表における第10条関係、利用料金に係る別表第2の交流ふれあい農園につきましては、改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正するものです。同農園の入園料につきましては、12月から3月を大人1,430円、小人990円、次ページになります。4月から6月までを大人1,210円、小人770円

とし、いずれも110円増額するものでございます。同農園につきましては、平成14年の開設以来、据置きの安価な料金として大変好評を得ておりましたが、さきに述べました価格高騰などの影響に加えまして、県内または近隣県の類似施設の利用料金を参考に利用者負担を求めるものでございます。

続いて、16ページ、第2条の表につきましては、同じく第10条関係、利用料金に係る別表第2の宿泊施設につきましては、第1条同様、物価や所要経費の高騰などに伴い、改正後の表中に下線部に示すとおり、ファミリーロッジについては3万2,800円、ふるさとロッジ小豆島及び国民宿舎小豆島については、スタンダードルーム、大人8,800円、小人7,700円、幼児5,500円、デラックスルームにつきましては、大人1万2,100円、小人9,900円、幼児7,700円に、いずれの施設も改正後の料金を上限に設定するものでございます。

なお、附則としまして、施行期日につきましては、第1条の表にあつては令和4年12月1日から、第2条の表にあつては令和5年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 3点お尋ねします。

ふれあい農園ですけれども、12月から3月と、4月から6月で分けている理由を教えてください。

それから、宿泊ですけれども、宿泊の場合はこれは通年金額は変わらないということなんですよね、確認ですけど。それで、上限、ちょっとその辺を教えてくださいたいのと、いろんな経費がすごい上がっているというのは十分分かるんですけども、ただお客さんのほうからしたら、建物とかはどんどん古くなっている状態で、高くなるというのはどうなんだろうという、その分いろんなサービスとか、そういうことも十分考えないといけないのかなという気はするんですけども、その辺のお考えをお願いします。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 3点ご質問をいただきました。

1つ目の期日といいますか、月を分けてることですけれども、基本的にはふれあい農園、いちご農園のことです。収穫期になります12月から3月が、これが収穫期に当たるんですけども、こちらについては料金のほうを高くしておる状況になっておまして、ここについては燃料とかそのあたりを使うという関係で若干高くしております。

2つ目の通年の利用料金であるかどうかの問いでございます。私の説明が不足しておっ

たかもしれませんけれども、この料金設定はあくまで上限でございます。この上限に当たる日数で申しますと、年間でいいますと、例えばゴールデンウィークとか年末年始とか、いわゆる特日というところなんですけれども、これについては年間で、曜日の関係もございしますが、10日から2週間程度が大体特日に当たります。その特日にあつては、先ほどご説明申し上げましたこの上限金額でお客様に料金をいただくということで、それ以外の差し引くこと、330日ぐらい、それ以外についてはそれぞれの土日であるとか、ウィークデーであるとかで金額に傾斜をつけるといふところなんです、あくまでこれは上限金額ということで、通年この金額をお客様からいただくというものではございません。

それと、3つ目、施設が老朽化しておるといふ状況ですけれども、それは否定できないところであります。今回の定例会もそうですけれども、6月の定例会におきましても、ふるさと村を将来的にどうしていくかという非常に大きなテーマがございまして、ご承知のとおり、昨年度11月にふるさと村将来ビジョンというものを策定しております。そこには、それぞれのゾーンで分けしたコンセプトを示しております。1つに宿泊施設、あるいは道の駅、そういったそれぞれの施設を今後どう進めていくかということが非常に大きなテーマでありまして、一方でご説明しましたとおり、物価の高騰であるとか燃料の高騰、そういうところで料金を上げるということは非常に心苦しいところもあるんですけれども、実は経営形態の中で、例えばコロナ禍にあつては、国民宿舎を開設しておつたら、例えば若干名のお客さんで施設全体を開けるとなると、それなりに経常経費がかかるということもありますので、例えばロッジのほうに国民宿舎の料金で泊まっていただくというような経営努力もさせていただいておるといふような現状です。ですから、今回の料金改定が施設となかなかつろくしないところもあるかもしれませんが、当然ながらサービスの低下を引き起こすことがないように、ふるさと村の運営に努めていくというふうにしております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よつて、議案第62号小豆島町ふるさと村条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第10 議案第63号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第64号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第65号 令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第64号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12、議案第65号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は2億2,075万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費3,049万7千円、民生費1,639万7千円、衛生費4,645万1千円、農林水産業費1,540万5千円、商工費5,911万2千円、土木費1,522万6千円、消防費375万4千円、教育費3,390万9千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明いたします。また、議案第64号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第65号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、それぞれ担当課長、担当事務長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第10、議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の18ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,075万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億4,261万円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の10ページ、11ページを

お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

なお、6月議会と同様に、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せて一括してご説明申し上げます。

まず、2款総務費、1項6目財産管理費、14節工事請負費335万7千円は、小豆警察署片城南待機宿舎が香川県により解体撤去されるのに併せ、不足しております職員駐車場を確保するため、21台分の舗装工事を実施するものであり、財源は一般財源でございます。

次に、7目企画費、12節委託料39万1千円は、令和2年10月に実施されました国勢調査の結果を踏まえまして、本町の人口ビジョンの見直しを実施するため、人口推計等の基礎資料の作成を委託するものであり、財源は一般財源でございます。

次に、10目自治振興費、18節負担金補助及び交付金200万円は、宝くじの助成事業を活用し、中山地区自主防災会が実施する防災倉庫等の整備に対し助成するもので、財源は自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

次に、13目防災諸費、10節需用費66万6千円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、職員用の抗原検査キットを購入するもので、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。なお、交付金の名称が大変長いため、これ以降の説明では臨交金と簡略化して説明させていただきます。

次に、14目公共交通対策費、18節負担金補助及び交付金205万3千円は、アフターコロナを見据え、寒霞溪へのアクセスを向上させるため、オリーブバスの運休期間となっております12月11日から2月8日までの60日間、株式会社寒霞溪タクシーが観光庁の補助を受けて実証運行を実施するに当たり、その補助残について町が負担するもので、財源は臨交金を活用し、実証運行で得られたデータを活用し、オリーブバスとの連携により寒霞溪線の通年運行に向けた検討を進めたいと考えてございます。なお、観光庁の補助金に関する補正予算がこれから幾つか出てまいりますので、その概要につきましてまずご説明させていただきます。

今回の観光庁の補助金の事業名称は、地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業となっております。主な事業内容につきましては、先ほどご説明しました公共交通の実証実験をはじめ、民間宿泊施設や温浴施設の改修、モニターツアーの実施などが対象事業となっております。事業費総額は6億4千万円程度が計画されておまして、そのうち補助率がおおむね2分の1で、事業費の大半は民間の宿泊施設の改修でございます。また、この補助金の交付を受けるためには、地域一体となって取り組む組織を立ち上げる必要があることから、小豆島観光再生活活性化会議を立ち上げ、小豆2町、四

国ツーリズム創造機構、宿泊観光事業者、交通旅行事業者、地域金融機関等が幅広く参画し、小豆島の観光の再生を目指すものでございます。

次に、18目映像作品のすばらしさを発信する記念事業費、8節旅費45万円につきましては、令和6年3月27日が高峰秀子さんの生誕100年に当たり、生誕100年を記念する各種の事業を計画しておりますが、事業者との事前協議に必要となる東京への出張旅費を計上しております。また、10節需用費93万7千円と、13節使用料及び賃借料63万8千円につきましては、生誕100年のプレイベントとして、令和5年4月から5月の約1か月間、銀座ミキモト本店のミキモトホールにて、高峰秀子さんゆかりの品等の展示会を開催するもので、展示会のPRチラシ、会場パネルの製作費と、映像等の著作権使用料を計上したものでございます。

次に、12節委託料810万円のうち、説明欄1、500万円と説明欄2、200万円につきましては、生誕100年の目玉事業として、東京タワー地下1階におきまして、高峰さんの偉業やその暮らしぶりを紹介する大規模展覧会を開催する予定であり、展示会場の造作、あるいは宣伝広告に関する基本計画の作成を委託するものであります。説明欄3、110万円につきましては、生誕100年記念事業を進めるに当たり、事業者との協議、交渉等について、二十四の瞳映画村へ事業支援を委託するものであり、本事業の財源につきましては、遺族からご寄付をいただき、積み立てております基金からの繰入れでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、10節需用費10万2千円と、11節役務費3万3千円につきましては、マイナンバーカードとマイナポイントの普及周知に向けたチラシ等の印刷費、広報折り込み手数料、申請書の郵送料等を計上したもので、財源は国庫補助金であります。12節委託料1,177万円につきましては、戸籍電算システムが5年目の更新事業を迎えることから、本更新に合わせまして戸籍クラウドシステムを新たに導入するものであり、財源は一般財源でございます。

次に、3款民生費、1項8目地域包括ケア推進費、ページをめくっていただきまして、13ページの一番上でございます。18節負担金補助及び交付金1,147万円は、原油価格の高騰等の影響によりまして、厳しい経営状況にある民間医療機関、あるいは介護サービス事業所等を支援するため、54の事業所に対し、物価高騰対策の補助金を交付するものでございます。補助の仕組みにつきましては、入院または入所系のサービス事業所にありましては、基礎額5万円と1ベッド当たり1万円を加算した額を補助し、その他の事業所につきましては定額の10万円を補助するもので、財源は臨交金でございます。

次に、9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、22節償還金利子及び割引料

492万7千円は、令和3年度に受け入れた当該給付事務費補助金の精算が完了したことから、超過交付分を返還するものであり、財源は一般財源でございます。

次に、4款衛生費、1項6目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、1節報酬697万5千円から12節委託料715万4千円は、オミクロン株に対応したワクチン接種を10月1日以降実施するため、職員の医師等の人件費、接種の協力金、接種券の作成、郵送代、接種委託料を計上したものでございます。なお、接種対象者につきましては、1回目、2回目を完了した住民約1万2,000人を想定してございまして、今後4か月かけて実施するものであり、財源は国庫支出金でございます。22節償還金利子及び割引料2,144万6千円は、令和3年度に受け入れたワクチン接種に係る国庫支出金の精算が完了したため、超過交付分を返還するもので、財源は一般財源であります。

次に、2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費191万5千円は、原材料価格の高騰により町指定ごみ袋の作製単価が当初予算額を上回ったことから、不足する予算を計上したものであり、燃やせるごみ、燃やせないごみ袋の合わせて88万枚を作成、購入するもので、財源は一般財源でございます。

次に、6款農林水産業費、1項2目農業総務費、1節報酬9万6千円から、ページをめぐっていただきまして、15ページが一番上、13節使用料及び賃借料1万円までにつきましては、農林水産物の新たな直売所等の整備に向けて、農協、漁協、観光協会、商工会など関係する団体等で組織する地域協議会を立ち上げ、先進地視察をはじめ、今後の方向性を定める計画策定の委託料、その他の事務費を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の農業原油価格高騰緊急支援金250万円は、原油価格の高騰により経営が厳しい状況にある施設園芸等を営む農業者を支援するため、認定農業者、認定新規就農者、人・農地プラン中心経営体等25の事業者に対し、1か月の燃料購入量に応じて4万円から10万円までの物価高騰対策補助金を交付するものでございます。また、説明欄2の農業経営収入安定化支援緊急対策事業補助金45万円は、コロナの影響によって厳しい経営環境にある22の農業者を支援するため、農業経営収入保険の保険料の2分の1を補助するもので、財源は両方とも臨交金でございます。

次に、5目農地費、18節負担金補助及び交付金147万円は、令和3年度から三五郎池土地改良区が実施しております水路整備に対しまして、令和4年度についても香川県の補助交付決定を受けられたことから、残り町負担分35%を補助するものであり、財源は中山間

ふるさと水と土保全対策基金でございます。

次に、12目有害鳥獣対策費、10節需用費5千円と、13節使用料及び賃借料5万8千円は、有害鳥獣対策の連絡体制を強化するため、連絡船用のスマートフォンをレンタルする費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費、12節委託料45万円は、5年に1回の林地台帳システムの更新に要する委託料であり、財源は一般財源でございます。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1、水産業原油価格高騰緊急支援金456万円は、原油価格の高騰により経営が圧迫されている漁業者を支援するため、内海・池田漁協の正組合員89名に対し、1か月の燃料購入量に応じて4万円から10万円の補助金を交付するもので、財源は臨交金でございます。また、説明欄2、水産業振興補助金250万円は、池田漁協の振興に対し、例年同様に一般寄付があったことから、同額を補助するものでございます。

次に、7款商工費、1項1目商工総務費、1節報酬140万円から、ページをめくっていただき、17ページの上から2行目、18節負担金補助及び交付金35万4千円までは、アフターコロナを見据えて地域産業のさらなる活性化を目指すに当たり、産業振興支援員1名、観光振興支援員1名、計2名の地域おこし協力隊員の新たな採用に向け、必要となる活動費を計上したものでございます。

なお、産業振興支援員は、商工会を中心に活動し、観光振興支援員は、小豆島観光協会でも活動をいただく予定としておりまして、観光振興支援員につきましては、土庄町も1名採用する予定でございまして、財源は一般財源でございます。

次に、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1の貨物自動車運送事業者応援給付金3,300万円は、コロナの影響による輸送量の減少と、原油価格の高騰に直面し、厳しい経営状況にある運送事業者を支援するため、新たに応援給付金を計上したものでございます。給付金の内容でございますが、貨物自動車1台当たり20万円の143台分、軽四貨物自動車1台当たり10万円の44台分を支給するもので、財源は臨交金でございます。

次に、説明欄2の主体的に頑張る事業者販路開拓支援補助金1,200万円は、大江町長就任後、地域産業の活性化に向けて新たに制度化し、6月議会において2件100万円の補正予算を計上した補助金でございますが、事業者から好評であり、既に16件の交付申請が確実であることから、法人20件分、補助上限50万円で1千万円、それから個人10件分補助上限20万円で200万円を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、3目観光費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1、小豆島観光再生活活性化会議負担金200万円は、先ほどご説明いたしました観光庁の補助事業のうち、小豆島観光の満足度等を調査するため、モニターツアーを実施するに当たり、土庄町と足並みをそろえて活性化会議へ負担するものでございます。なお、モニターツアーは、一般消費者、旅行会社、インフルエンサーを招いて実施する予定であり、全体事業費は880万円で、そのうち観光庁の補助金が400万円、小豆2町が400万円、活性化会議が80万円を負担するものでございます。なお、町負担の財源はふるさとづくり基金でございます。説明欄2、小豆島まつり補助金131万5千円は、小豆島まつりに対し、18の団体、企業から寄付をいただきましたので、同額を実行委員会に補助するものであり、財源は商工費寄付金でございます。

次に、4目観光施設費、8節旅費59万6千円、11節役務費60万8千円は、小豆島ふるさと村の基本計画策定に向けて、先進地視察や専門家を招聘するための旅費と役務に対するアドバイザー手数料を計上したもので、ふるさと村の全体整備計画をつくるための準備経費でございます。10節需用費516万円は、先ほどご説明いたしました観光庁の補助金を活用し、オートビレッジYOSHIDAの浴槽タイルが老朽化していることから、今回石張りへと改修し、併せてシャワー設備を更新するもので、18節負担金補助及び交付金3万3千円は、小豆島観光再生活活性化会議への負担金でございます。なお、財源は観光庁の補助金と小豆島オリーブ公園整備運営基金でございます。

次に、6目日本遺産推進費、18節負担金補助及び交付金200万円は、日本遺産の認知度向上と産業の活性化を図るため、日本遺産に関係する新たな土産物等の新規商品開発に対し、民間事業者に対する補助制度を設けるもので、5件分200万円を計上し、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、8款土木費、5項2目住宅管理費、10節需用費1千万円は、町営住宅、改良住宅の老朽化によって緊急修繕が多発しておりまして、適正な維持管理を推進するため、修繕料を計上したもので、財源は一般財源でございます。また、14節工事請負費522万6千円は、草壁本町団地ねずみ棟浄化槽改修工事を当初予算でご議決いただいておりますが、建設資材の高騰等に加え、既設単独浄化槽の撤去費用が発生することから補正計上したもので、財源は国庫支出金が2分の1、残りが一般財源でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金375万4千円は、豊島住民の救急搬送につきましては、これまで地元消防団が担ってききましたが、コロナの感染拡大を受けて、島民から救急隊員の配備要望があったことから、令和5年度から1名

を新たに配備するため、搬送用の車両、あるいは救急資機材等を購入するに当たり、小豆広域への負担金を計上したもので、財源は臨交金でございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費25万円は、安田小学校職員室の分電盤と、池田小学校給食運搬用昇降機に一部不具合が発生していることから修繕するもので、財源は一般財源であります。

次に、18、19ページをお開き願います。

2目教育振興費、17節備品購入費37万1千円は、原子力エネルギー教育支援事業費補助金、補助率10分の10と、理科教育設備整備費等補助金、補助率2分の1の交付決定があったことから、理科教材等の備品を購入するものでございます。また、18節負担金補助及び交付金11万円は、苗羽小学校音楽部へ町内企業17社から寄付があったことから、音楽部の活動に対し補助するものでございます。

次に、3目放課後児童クラブ事業費、12節委託料29万7千円は、内海放課後児童クラブの児童支援員の処遇改善を実施するため、清見福祉協会への委託料を増額するもので、処遇改善額は月額1万1千円、常勤換算で4.5人分、4月から9月までの6か月分を補助するものでございます。なお、10月以降分につきましては、国庫補助単価の改定により処遇改善が継続されると伺ってございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費132万円は、小豆島中学校エレベーターのメインロープ等を交換する時期に当たっておりまして、財源はふるさとづくり基金でございます。また、11節役務費6万7千円は、5月に九州へ修学旅行に行きましたが、感染者の発生に備えて新岡山港へジャンボタクシーを手配し、その対策を講じたものであり、財源は一般財源でございます。

次に、4項就学前教育費、3目小豆島こどもセンター費、18節負担金補助及び交付金36万2千円は、昨年12月に池田保育所において骨折する事故が発生し、その治療費について、日本スポーツ振興センターの保険を活用し、約20万円を寄付するとともに、今後の事故等に備えて増額計上したものでございます。

次に、4目保育所費、18節負担金補助及び交付金231万4千円は、せいけんじこども園の保育士、幼稚園教諭の処遇改善を実施するため、補助金を交付するものでございます。具体的には、4月から9月まで1人当たり約1万円強の処遇改善を実施するもので、子供たちの人数に応じて国から補助金が交付され、なお10月以降は通常の国庫補助基本額の改定により継続される予定と伺ってございます。

次に、5項社会教育費、6目農村環境改善センター費、12節委託料55万円は、イメージ

ュセンターの浄化槽汚泥がたまっていることから抜き取り作業を行うもので、財源は一般財源でございます。

最後に、7目文化財保護費、20節貸付金2,826万8千円は、中山農村歌舞伎舞台の大規模改修事業に取り組んでおりますが、国県補助金が交付されるまでの資金手当てとして貸し付けるもので、財源は中山自治会からの返還金でございます。以上、議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 3つぐらい、3点ほどお尋ねします。

後ろから行こうか。最後のほうの保育所の骨折事故ですか。これについてちょっともう少し詳しく教えていただきたいのと、あと貨物自動車運送事業者応援給付金と、水産業原油価格高騰緊急支援金、これは同じような中身になるのかな。これは決まれば自動的に給付されるんですか。申請が要るんですか。そのやり方というか、それを教えてください。

それと、すいません、17ページの住宅管理費の修繕料1千万円、これは中身をもう少し具体的にお願いします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私から1点目の保育所の事故についてご説明を申し上げます。

もう少し詳しくということでしたけれども、昨年11月だったと思うんですが、子供さんが遊具から転落いたしまして、その際に骨折をされたようでございます。その治療にしばらく時間を要しておったわけですが、今回治療費のほうが確定しましたので、保険を活用して支払うということでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 2つ目のご質問、貨物自動車の応援給付金並びに農業と漁業の応援給付金についてでございます。いずれの給付金も交付要綱を設置いたしまして、申請により給付するという従来の補助金の交付と同様のスタイルでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 住まい政策課課長補佐。

○住まい政策課長補佐（岡 亮君） 3点目の修繕料の内訳についてご説明申し上げます。

住まい政策課が所管しております町営住宅につきましては、公営、あと改良住宅、定住

促進、合わせて648戸ありまして、今公営住宅で申し上げますと、月平均大体65万円ほどの支出となっております。実際、これ以後1千万円が必ずかかるという予測で今回お願いを申し上げたところでございますが、それぞれ突発的に発生する修繕がございまして、今現在当初予算で見込んでおりませんでした草壁団地で、シロアリの対応であったり、蒲生団地で浄化槽の蓋を更新したりと、突発的な改修というのが必然的に発生するような状況にございます。実際、住宅につきましても、昭和50年の後半から昭和60年代に建てられたものがございまして、その突発的な対応に順次対応できるよう、予算を計上したところでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 骨折ですけれども、何歳児が腕を折ったのか、足を折ったのかとか、もし分かります。どういうけがだったのか教えていただきたいんですが。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 子供さんが何歳児かまでは今手元にはございませんが、ヒアリング予算査定のときに私がお伺いしているのは、腕を骨折されたということで、その骨折に対して治療を行って、その治療費に対して保険を使うということでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。三木議員。

○9番（三木 卓君） 2点質問をいたします。1点ずつ行かせてもらいます。

1つ目が、地域おこし協力隊にぼんぼんいってる感じがするんですけど、人数の上限とかがあるのかなというのをお聞きしたい点が1つと、国の制度などで急に特別交付税を半額にしますとか言われたりすることがあるのかどうなのか、今多分現状が全額特別交付税で措置されてるとは思いますけれども、その辺はどのようなお考えというか、国からのお達しがあるのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

まず、人数の条件でございまして、こちらは逆に総務省は増やせ増やせという姿勢でございまして、全くございません。それで、財源ですけれども、今1人当たり480万円、活動費込みですけれども、措置されておりますが、その10割が特別交付税で措置されるという仕組みになってございます。ただし、特別交付税でございまして、市町への配分額というのは、全体の財政事情を見ながら配分されるというものでございます。これは三木議員はよくご存じのとおりでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） それでは、2つ目は11ページ、映像作品のすばらしさを発信する授業に関して、ちょっと説明が早かったので、令和6年度に記念事業をするちゅうのまでは分かったんですけど、それがここで書いてる東京タワーのことなのか、高峰秀子生誕100年記念事業なのか、何かたくさん入ってよう分からんので、詳細にその辺の説明をもう一度お願いできますか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

まず、令和6年3月27日が高峰秀子さんがお生まれになって100年の年に当たります。その目玉事業、3月27日に向けた目玉事業として、東京タワー、これは議員皆様方はよくご存じの施設ですが、その地下1階で約400平米の空間がございます。今はゴジラ展というのを東映さんがやっておりますが、その空間を利用しまして、例えば高峰秀子さんが使われてた遺品と申しましょうか、お茶わんであったり、箸であったり、それから着物であったり、あるいは梅原龍三郎先生の絵画であったり、そういったゆかりの品を約100坪強の空間を使って展示をやるということです。期間が約3週間考えてございますが、その展示をやるわけですが、中の造作を、がらんとした空間でございまして、どのような造作にするかという基本計画、それをまずは作っていただくというのが500万円と、それからただやっても集客が見込めませんので、宣伝広告、ネット、あるいは駅貼り、新聞、全ての媒体を使いながら広告をやるということで、どういったやり方をするかという計画策定が200万円ということでございます。その上側のやつは少し違ってまして、プレとして銀座ミキモトホールというのが銀座にございます。真珠を売ってるお店ですけれども、その真珠を令和5年4月、5月にかけてミキモトホールの7階で、少し小規模ではありますが、100平米ぐらいの空間を使ってPR展示会をやるということでございまして、こちらについて今、上皇后様がぜひ来られたいということで、斎藤さんと電話でやり取りをしてるということでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） それでは、東京タワーの事業、展示会に関して、期間は約3週間とお聞きしたんですけど、総額どれぐらいの予算を今現状で考えていらっしゃるのかお願いします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まだ現在見積り徴取、あるいは基本計画を今からつく

るということで、あくまで概算になりますけれども、約8千万円ぐらいかけてやりたいと考えてございます。それから、生誕100年の全体の事業規模が恐らく1億1千万円、2千万円ということで考えておまして、基金残高、いただいた寄付の残りが1億7千万円ぐらいですので、まあまあ大半を生誕記念事業で活用させていただき、事実上の最後の大きな事業としたいと考えてございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 総額を聞いたのは3週間で8千万円と、高いなという感じはしたんですけど、総額8千万円の事業に対して基本計画の作成委託料が合わせて700万円で、10%ぐらいが計画委託料になると。この率というのは、今まで多分いろんなイベントとか事業をやってきてると思うんですけど、高いのか安いのか適正なのかって、その辺はどういったところで、これが適正と言えるんだとしたら、どういったところが根拠がありますか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 率は10%ぐらいが適正かどうかということですがけれども、これは今乃村工藝社という造作の第一人者の事業者、あるいは丹青社という、これも業界トップですがけれども、そちらと今協議を行ってございます。普通で申し上げますと、実施設計とか基本設計とかございますけれども、まあまあ15%ぐらいなんかなとは思ったりしますけれども、ちょっと事業内容が特殊でございますので、若干は高いと私は考えてございますけれども、ここの事業に一生懸命やらせていただいて、最後の大きな事業にしたいと考えてございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今のに関連してお尋ねしたいんですが、高峰秀子さんの生誕100年事業で小豆島町が関わってするんですけども、これって小豆島町とか小豆島というのは名前は出るんですか。それをお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 当然、高峰さんの展覧会ということですので、一丁目一番地は二十四の瞳でございます。二十四の瞳をご存じの方が少しずつ薄れてきておりますけれども、やはり今の小豆島観光があるのは壺井栄先生の二十四の瞳、高峰秀子さん主演、これが原点だと考えておりますので、いま一度小豆島の知名度、あるいはPRに向けて展覧会を行っていきたいと考えてございまして、当然小豆島の名前というのは全てのイベントに対して打っていくという考えでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

次、日程第11、議案第64号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第64号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の21ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ5,479万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億139万2千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書により説明させていただきます。

説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金5,479万2千円です。介護保険給付費負担金等につきまして、前年度分の精算により返還に要する額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料5,479万2千円です。これは、介護保険給付費等に係る国、県及び社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けた負担金、補助金等につきまして、令和3年度の実績に対し、過大な交付を受けた額を返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第64号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申

上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

次、日程第12、議案第65号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 議案第65号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の23ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,992万8千円とするものでございます。

今回の補正は、小豆島町新型コロナウイルス感染対策用品等購入事業費補助金を活用し、マスクやプラスチック手袋の衛生用品を購入するための補正でございます。

それでは、内容につきまして補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の36、37ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

5款繰入金、1項2目一般会計繰入金は、一般会計から感染症対策用品購入事業繰入金として40万円を繰入れするものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

38、39ページをお願いいたします。

1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費は20万円の増額でございます。感染対策用品として、マスクやプラスチック手袋等の衛生用品を購入するため、10節の需用費を増額するものでございます。

次に、2項1目訪問介護事業費の20万円の増額でございます。先ほどと同様に、衛生用品を購入するため、10節の需用費を増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第65号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、9月16日の本会議にお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は9月16日午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時29分